

平成21年第4回砂川市議会定例会

平成21年12月9日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 4号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について

議案第 5号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について

日程第 3 議案第 2号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について

議案第 3号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について

日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 報告第 1号 監査報告

報告第 2号 例月出納検査報告

日程第 6 意見案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について

意見案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

中 江 清 美 君

武 田 圭 介 君

沢 田 広 志 君

日程第 2 議案第 4号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について

議案第 5号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について

日程第 3 議案第 2号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について

議案第 3号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について

日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 報告第 1号 監査報告

報告第 2号 例月出納検査報告

日程第 6 意見案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワ

クチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について
 意見案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

○出席議員（14名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	武 田 圭 介 君
	増 田 吉 章 君		飯 澤 明 彦 君
	中 江 清 美 君		吉 浦 やす子 君
	一ノ瀬 弘 昭 君		尾 崎 静 夫 君
	土 田 政 己 君		辻 勲 君
	小 黒 弘 君		沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	善 岡 雅 文
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局技監	中 村 俊 夫
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教	育	長	四	反	田	孝	治
教	育	次	長	森	下	敏	彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監	査	事	務	局	局	長	中	出	利	明
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	善	岡	雅	文
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農	業	委	員	会	事	務	局	長	栗	井	久	司
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	角	丸	誠	一	
庶	務	係	長	佐	々	木	純	人
議	事	係	長	石	川	早	苗	

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

中江清美議員。

○中江清美議員（登壇） それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきます。

大きな1番目に、子供の権利条例についてであります。これは、皆さんご存じのように児童の権利に関する条約、子どもの権利条約は、子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を児童と定義し、国際人権規約、第21回国連総会で採択、1976年に発効されておりますが、そこで定める基本的人権をその生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子供の視点から詳説、前文と本文54条から成り、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准しました。市町村での条例の制定義務はありませんが、今子供に関する事件が多く報道されており、痛ましい事件も起きています。少子化と言われる中で、大人の目が地域の中の子供たちに届くように有効な手だてが必要と思われませんが、（仮称）砂川市子供権利条約、条例を制定することで具体的な動きが起こるのではないかと考えます。第6期総合計画の中で、第一義的に取り入れていく考えについてをお伺いします。

大きな2点目として、救急外来の対応についてであります。ことし中学生の女子がクラブ活動中発熱と腹痛で救急外来を受診し、入院することがありましたが、結局病気の原因がわからないまま婦人科に入院しました。保護者の感想としまして、中学生が大人の女性の病室に入院していることでどのような状況になるのか、病院側の配慮がもう少しあってもよいのではないかという意見が寄せられていますが、来年救急専門外来が創設されるに当たり、このような事案に対して現状からどう改善されるのかをお伺いします。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、私のほうから大きな1番目の子供の権利条例についてご答弁を申し上げます。

児童の権利に関する条約は、18歳未満を児童と定義し、児童の保護と基本的人権の尊

重及び確保を目的として、多くの国や機関が10年に及ぶ議論を行い、1989年の国連総会において全会一致で採択されたものであります。この条約は、今なお世界じゅうに貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況に置かれている児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障促進するために定められたものであります。この条約では、大きく子供の生きる権利、育つ権利、参加する権利などの子供の権利について定めており、その内容は先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍的なものとなっております。日本においては、1990年9月に条約に署名し、1994年4月に批准を行い、条約の批准後国内ではさまざまな立法、行政措置が講じられており、その状況については国連の児童権利委員会に定期的に報告されているところであります。当市におきましては、国において条約の批准国として同条約で定めている、認めている子供の権利を実現するために、制定された法令や各種の施策などについては関係する市部局との連携を図りながらその具現化に努めるとともに、教育委員会では当市の実態に即した形で、条約の理念をもとに将来を担う子供たちを守り育てるために、学校運営ではもとより家庭、地域、学校、行政が一体となって、あいさつ運動、子供のこども110番の家、放課後子ども教室などの各種事業を推進しているところであります。また、市では子供の意見を取り入れたまちづくりという観点において、現在検討を進めている第6期総合計画の策定に当たり、子供アンケートや子供のワークショップなどを通して子供の意見集約を図り、今後の計画策定に生かす取り組みも行っております。

ご質問の砂川市子供権利条例の制定をした上で、第6期総合計画の中に取り入れていく考えはないかということでございますが、児童に関する権利条約が批准されて以降、道内では子供権利条例を制定した自治体は道を初め札幌市、奈井江町、芽室町となっておりますが、当市としては今後におきましても国や道が子どもの権利条約で保障している権利を実現するために制定された法令や各種の施策などをもとに、家庭、地域、学校、行政が一体となり具現化することに努めていくことを基本としており、現時点において第6期総合計画の中で条例化する考えは持っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな2、救急外来の対応についてご答弁申し上げます。

当院は地域の基幹病院として、救急医療につきましては中空知圏域にとどまらず、空知全域及び富良野地区からも患者さんが搬送されており、日常診療圏が拡大するとともに、救急対応を要請される機会がますますふえている状況であります。また、救急体制は昼夜を問わず、救急患者さんに安心していただくよう医師2名、看護師3名、薬剤師1名、放射線技師1名、臨床検査技師1名が2交代24時間対応で臨んでおります。さらに、当直医の要請により、各診療科の自宅待機の医師がより専門的な診療に当たっております。平成20年度における救急車で搬送件数は2,212件であり、そのうち入院となった方

は1,006人で、搬送件数全体の45.5%が入院していることとなります。救急外来受診後の措置につきましては、症状によって医療上の入院の可否を医師の判断により決定し、入院が必要であると判断された場合には医師から説明を行い、入院していただいているところであります。

ご質問の案件であります。基本的には小児科のように年齢により分かれる診療科もございますが、疾患によっては専門の診療科医師の診察、判断のもと、その診療科病棟に入院となります。また、その病棟のベッドにあきがない場合には、救急専用後方ベッドに入院となることもございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新病院での救急医療では災害医療、周産期、小児救急医療、精神科救急医療など高度専門的医療の充実を図るものであり、救命集中治療センターとして手術室に隣接した形で集中治療室、ICU、ハイケア室、HCU、冠動脈疾患集中治療室、CCU、脳卒中集中治療室、SCUと高圧酸素療法室を、酸素療法治療室を集中配置し、重症や術後患者さんなどの救命治療に当たることとなります。また、外来部門と救命集中治療センターとはエレベーターで直結し、医療法上では2次救急病院であります。実質的には3次救急に近い役割、機能を担う病院として24時間365日緊急対応可能な診療体制の確保を図り、地域で安心して暮らせる医療体制の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 子供の権利条例の件では、はっきりつくらない、それで砂川の姿勢というのはわかりました。それで、これは条例つくったから、どうのこうのという問題ではないのです。子供に対して、砂川でこれから生きていく子供に対して、本当に議会としてどう思って……いや、議会ではないです。市としてどのような展望を持って子供に当たろうとしているのかということ伺った。中身としては、そういうことなのです。

奈井江の例をちょっとお話しさせていただきます。奈井江は、子どもの権利に関する条例ということで、これは合併の前に理事者提案で議決されております。合併問題のときにとった措置がこの子どもの権利に関する条例のもとに各小学校5年以上に合併に対して否か、反対か、賛成かの投票をさせたということです。その日休んだ人以外98%の投票率です、学校での。学校で先生方が投票させたのではなくて、きちんと市の選管が立ち会って投票しました。当日休んだ人は、家庭でその選管の人が立ち会って行くと。これは、子供の要するに意見をどのように聞く機会を正式にとったということです。これは、教員が投票させれば済むことですがけれども、やはり社会的な習熟させるということで、あえて奈井江町は市から選管の方を派遣したのです。それだけ合併というのは、子供たちにとっても重要な問題だという認識です。子供たちもそれにこたえて、しっかり自分の、奈井江町の将来を考えたわけです。そういう一つ、小学校5年生といたら10歳です。10歳では、そういうことを考えれる頭があるのです。そういうものをきっかけにして奈井江の子

供たちは、自分たちの町をきつといろいろな形で自分なりの頭で考えたのだと思うのです。それで、やはり賛成に投票した子が……いや、合併に反対、反対の意思表示をしたということです。

国連の子供権利条例委員会というのがありまして、ユニセフもそうです。そういうものに積極的にかかわっていますけれども、その中に表明権という、ちょっと難しいのですけれども、要するに子供たちが自分の意見を言える場、それを大人たちはうんとつくりなさいという指導があるのです、国連から。これは、国連の委員会というのは世界の中で権威のある委員会ですから、それに対して各国の政治を担っている人たちは常にそれは頭の中になければならないのです。しかし、砂川の場合は、残念ながらそういうものをつくらないと。私は10年前、議員になりたてのころ、これ一回質問しています。10年間の間に何かそういう動きがあるのかなと思いましたが、今後10年間もついたら、考え方としては、理念に基づいていろんな行事をやっていく、それはそれでいいです。子供農園、それからいろんな子供の行事いろいろやっています。それ自体は本当にいいことだと思いますし、どこもやっていると思います、こういうことはどこの地域でも。これは1個1個、何とか、単発的にやる、それは行事です。条例を条例化するというはどうかということかといいますと、子供たちのそういう社会性とか、それからいろいろな意識を変革させる、勉強する場にもなるということ。それと、大人です。大人が子供に対しての、自分の周りの子供たちに目をいかせる、そういうきっかけになるということなのです、こういうものをつくるということは。

今皆さん本当にテレビで我が子を殺したり、子供が虐待に遭ったり、それから子供がポルノ、性的な男、大人のそういう満足度の対象になったり、日本の場合、日本の場合でもないですけれども、ユニセフとしては戦争によって子供たちが生きる権利を奪われるようなことに対することとか、それからそういう大人の満足のために対象にされる、または親から虐待を受ける、そういったものには厳しく対応するよう、各国にそういうものを特別にまたそういう項目に挙げて取り組みなさいということで、今日本でもそれは、この2つの件に関しては取り組んでおります。でも、それが地域に、国としてやっても、地域で根差していかなかったら、何事もそうだと思うのですけれども、国や道で法制化しても、各自治体でこれは義務化されていないから、つくらなくてもいいでは、本当にそのままでいいのかと。

それで、やはりこういう子供に、今少子化になっていますし、皆さんの周りにも赤ん坊とか子供って、いる情景というの少ないと思うのです。意識して子供のそばに行かなかったら、子供のこと見えないのです。私はもともと保母ですから、子供のいるところ大好きですから、とにかく子供と今でも遊んでいるのが一番楽しいです。すごく純粹ですから、とにかく子供から学ぶことたくさんあります。それがいつの間にか成長していくにつれて社会のいろんなあかがついていってしまうのですけれども、そういう中でやはり条例化と

というのは大人、大人にとっても必要なのです。これは本当に子供の、砂川を担っていくであろう子供がどのように物事を考えて、どのように社会の中でかかわって、そして力を、夢を持って生きていけるのかというのは、これは本当に教育、教育の分野というのは目に見えませんが、何やったら具体的に数であられるわけでもないですし、数であられているといたら学力テストの何番とか、それから体力測定で、北海道は最近学力も体力も低下してきていますけれども、そんなものではかられたら本当に北海道の子供大変だと思うのです。もっともっと北海道に住んでいる、砂川に住んでいる子供たちの中に本当に素晴らしいものいっぱいあると思うのです。そういうものを引き出すための、何といえますか、根本のこれはものになっていくと思うので、これは単発的にいろんなことされているのは私評価しますけれども、そういうものを包括的に規定しているのがこの条例なのです。

だから、この条例があることによって、今されている、実行されている行事も強化されますし、またそれに付随していろんな包括的なものができるということなのです。やはりそういった意味で、これは本当に教育面、砂川にとっても、10年後今10歳の子は20歳になります。高校生だったら27歳で、いい社会人になっています。そういうときに本当に砂川のことを、郷土をしっかりと見詰めて、本当にここの砂川が好きだと心から思って、そしてお仕事に励めるような人をつくるということでは、私はこれは本当に重要なことではないかなというふうに常々考えております。10年前も取り上げました。10年間何か少しは進展しているのではないかなと思って、期待して、今きょう質問したのですが、答弁にはがっかりしております。しかし、これは理事者側はそう考えていても、時代の趨勢もありますし、この近辺でどんどん、どんどんそういう子供の条例づくり始めたら、それでも砂川は10年間つくらないで頑張っていくのか、その辺を2回目にお聞きしたいと思います。

それと、2番目の救急外来の対応についてですが、これは中学生という女の子は思春期真っただ中で、それで今回クラブ活動中に外来に、救急外来に行ったわけです。病名もわからないのです。わからないのですけれども、何か産婦人科の大人の病棟に入っていたのです。私もお見舞いに行ったからわかるのですが、かなり異様な光景でした。本人も、お友達がお見舞いに来ても、何とこたえていかかわからないです、原因わからないし、何だか大人のところにいるしということ。とにかく本人も、お友達も何かかわからないような状況の中でやっぱりいる状況、それと親にしたら原因わからないで、その原因わからない中で何か病名をつけられたみたい。病名はつけられたのです。でも、原因がわからないのです。そういったこととはあり得るのかなと、それ聞いていて不思議に思ったのですが、その病名というのはすごくデリケートな病気で、それもすごく親にしたらひっかかる問題だったのです。これは、具体的にはちょっと言えない問題なのですが、ただそういう診断をされて、でも原因を調べたらわからない、そういうことってあり得るのか。

その辺を2回目にお聞きしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 子供の権利条例につきましては、1回目ご答弁をさせていただきました。改めてそういう条例の制定についてということでございます。この子供権利条例の制定という部分については、現時点で第6期中でということについては考えておりませんが、言葉は足りなかったのかもしれませんが、今現在それぞれ条例、条約批准後、国でもそれぞれ法律あるいは制度として、それぞれ改善を行ってきております。その中で市でも、教育委員会においてもそれぞれ取り組みを行っているところでございまして、そういった観点でそれぞれそういったものに基づいて、子供の権利を保障しながら、保障していくということの中で、地域においてそれぞれ大人の役割も含めて、地域の中で、事業を通じた中でそういう取り組みを行っている、個々の取り組みを行っているということでございます。

具体的に申し上げますと、児童の権利に関する条約が批准された以降、教育においてはそれぞれ子供の権利そのものを子供に理解をさせるといった意味では小学校6年の社会でありますとか、中学校3年の公民の教科書の中でそれぞれ取り扱われておりまして、そういった学習も行われておりますし、また学習指導要領におきましても同条約に留意をいたしまして、学校教育全体を通して子供たちの人権に配慮した教育を行うことを定めておりまして、それぞれ各学校においては子供たち一人一人の人権ですとか、そういった部分を判断をしながら教育活動に取り組んでいるところでございます。また、個別具体的には特別活動ですとか、そんな中では子供たちの意見、そういった部分を取り入れながら、学校生活の中の決まりですとか、そんな部分も決めております。また、そのほか体罰、それから児童虐待、こういった部分についても学校運営の中で配慮しているところでございまして、また障害を有する児童生徒にかかわっては、従来の障害児教育から特別支援教育という形の中で、困り感を持っている、そういう子供たちの教育というものについては充実をさせてきているところでございます。また、いじめ、不登校、こういった子供たちの対応という部分につきましても、スクールカウンセラーでありますとか、学校の中ではいじめの早期発見、早期対応という形の中で、日常的な教育活動の中で、子供たちの人権という部分については対応しているところでございます。

また、市全体で申し上げますと、批准後、いわゆる平成15年、これちょっと特徴的な部分ですが、平成15年には次世代育成支援対策法という法律が国によって整備をされまして、それらを受けて市では具体的なそういう子育て支援計画を策定し、行動計画もそれぞれ策定をしまして、子供たちの子育ての支援等を含めて、やはり子供たちの育つ権利というものも環境も整えて、そういう取り組みをしているところでございます。こういった中で、それぞれ具体的には子育て支援計画の中でそれぞれ教育も参加をしながら、そういった中で子育てにかかわる全体の取り組みをきめ細かに行っているという状況でござ

ざいます。そのほか先ほど1回目の答弁でも申し上げましたけれども、子供たちの意見というものをまちづくりの中という取り組みの部分では、今回の第6期総合計画の中ではやはり子供のアンケート、それから子供のワークショップ、こういった取り組みを行いまして、今後の意見、まちづくりにかかわる意見を聞き取りをした中で、今後の総合計画の中に生かしていくということでございまして、条例には制定はいたしませんけれども、こういった観点で今後もまちづくりの中に生かしていこうという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

答弁漏れがあったようでございます。今後10年間ということでございますけれども、今時点で教育委員会として考えているということでございます。総合計画の策定にかかわっては、今現在策定作業を進めております。そんな中で市民の皆さんの意見ですとか、そんな部分をいただくような形で今まとめの作業を行っておりますので、これで10年間やらないということでは。ただ、教育委員会としては今現在の考え方を議会の中で申し上げさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先にプライバシーに係ることもございますので、詳しいお話はできませんけれども、基本的に診療内容等についても、またこれ判断についても当然私のほうからもお答えできませんけれども、通常のお話伺っております。受診の状況において専門科のほうへ入院になったというふうには考えられますので、その辺についてご理解願いたいと思います。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、最後ですので、今次長の答弁の中で、今現在の教育委員会の考え方というところをえ方をするという、そういう答え、答弁でした。もちろん総合策定第6期総合計画は市民のいろんな参加のもとで決めていくということで、今いろいろな方たち、いろいろな団体の方たちが協議いろいろ詰めているところだと思うのですが、市民の方たち、いろんな団体の方たちからそういう声が要望として強く上がっていった場合に、策定せざるを得ないだろうなというふうな、それは当然だと思うのですが、そういうふうになるよりは、やはり市が主導権を持って、何というのですか、やはり砂川市の子供のこと、これだけ考えているのだよと。これは、条例を決めることが考えているのかというのではなくて、先ほども言ったように今さまざまな具体的なことはもう既にされているのです、立派に。あと、条例明文化するだけなのです。これは、法制課の方がやればそんなに難しいことではないし、これをつくることによって何か損益があるわけでもないし、何を難しく考えているのかなと私自身思うのです。

よく理事者側の答弁の中で、周りの近隣がどうのこうの、道内の市町村のどこどこは数がこのぐらいしか策定されていないとか、何か様子見の答弁が多いのです、残念ながら。それでは、砂川市の全く特色ある政策なんて出てきっこないのではないかと、いろいろな

答弁を聞いていて感じるのです。これは、ほかの市町村が決めるからではないのです。国連では、そういうふうな位置づけで20年きているわけです。今国際化社会と言われて、この砂川だって外国の人たちたくさんいます。住んでいます。韓国から来ていたり、いろいろな外国の方が住んでいます。そういう中で本当に地域的に昔のような北海道の砂川ではないのです。地球上の砂川、そういう観点でいけば、本当に砂川に住む子供たち、世界に、どこに出しても恥ずかしくないような何か考え方、社会人、世界の中の一人の人権者としてやっぱり育つという大きな観点を子供をとらえるべきではないかなというふうに思うのです。

本当に子供というのは恐ろしいのです。三つ子の魂百までもとって、本当にそのときのいろんな受けた教育、環境状況、そういったものを本当に背負って生きていくわけで、ですからなお大人たちが最善の環境、それからそういう勉強する環境、それから生きていく、そういう環境、そういうものを整備しなければならないということが国連の中身なのです、子ども権利条約。そうしないことには、子供は18歳までですから、お金がないわけです。稼げないわけです。低、新開発国では、子供の労働も問題になっております。日本は、子供労働はかなり昔になくなっておりますけれども、でも今貧困化が始まっていて、親がリストラされた子供は、やっぱり何か働かなければならないかなと思って、学校行くのを断念している子もいますし、私立の高校行けなくなって、やめざるを得ないとかというのは道内にたくさん出てきています。砂川も高校はあそこ1校、砂川高校1校だけですから、滝川だとか、あっちこっち行かなければならぬとなれば、また親の負担もふえてきています。そういうことで本当に勉強も本当にできる子が家庭の経済力関係なくできるのかなといったら、その辺では砂川の子もひとしく勉強するような環境にはないのではないかと、いろいろ、いろいろ考えらさるのです。そういうものをいろいろ言ってしまうたら、いろんな問題も大きくなるのですけれども、ただ今行われているものを実際個々に頑張っています。教育委員会の方たち、それから子育て支援の方たち、保育士さん、それから保健師さん、皆さんそれぞれかかわって、子供に当たっています。ですから、それを包括的に何か条例として決めればいいわけであって、そういったことを何としても私はつくるべきだというふうな立場なのですが、最後にもう一度そういったこともかんがみながら、砂川市としての考え方を、これは市長から伺えればよろしいかと思うのですが。

あと、医療のほうですが、あれです。はっきり言ってしまうえば、ちょっとプライバシーにかかわることになるけれども、その中学生の女の子は要するに婦人科関係の病気だというふうに判断されたのです、診断。でも、原因は違う。はっきりしないのです。そういう中で婦人科入院です。そして、考えられることというのは、はっきり言ってしまうえば、交渉が行われてなるような病気ではないというふうな、その診断によればですよ。でも、原因は違う。はっきりしない。すごくデリケートな問題で入院しているわけです。それが産婦人科、ここは周産期医療でやっぱり集約されている病院ですから、そういったことが

妊産婦さん、大人の方たちの病棟であれば、そういったことはよろしいと思うのですが、小学生、中学生、今成長速いですから、体だけは大人になってきています。でも、本当の意味の中で、何と申しますか、やっぱり今いろんな病気があって、何が原因かお医者さんも。結局退院するときには、親は原因わからないで、熱も下がったし、腹痛もなくなったから退院ということなのです。そういうことが果たして病院側としては、その事案に対してはどのように、産婦人科の中で何人か医師がいますから、そういった事案をどのように検証しているのかということをお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇） 議員さんのほうから子供権利条例について市長のご指名ということでございますけれども、私どもの今担当している教育委員会の立場として答弁をさせていただきたいと思っております。

ただ、質疑を聞いていますと、誤解のないように申し上げたいと思っておりますけれども、子供権利条例がないから何もできないですよというふうには実は聞こえているのです。でも、そういうことはありません。ということは、子供権利条例という、そういう条例が、砂川市としての独自の条例がなくても、教育に関する子供たちのご意見等々につきましてはそれぞれ聞く機会を持ちながら、学校を通じていろんな施策を展開し、さらには社会教育事業も含めて展開しているというのが、これは事実でございますから、ご理解を賜りたいなというふうに思っております。

それと、国連の中で条例、条約が確定し、日本がそれを条例として批准してきているのは事実なのですけれども、なかなか全国的にも、道内的にも子供権利条例という取り組みを進めているところは、先ほどの次長の説明でも、ご回答の中でお話したように、進んでいないという、そういう状況にあるのです。それはなぜかということ、子供たちの権利等々につきましては憲法を含めていろんな法律によって守られているという、そういう状況にあるのです。

ただ、特徴的には隣町の奈井江のお話をされましたけれども、これは間違いなく隣町では子ども権利条例という条例をつくって、それこそ5年生以上で合併のときに討議をしたという先進的な取り組みがなされたのはこれ事実でございます。

それと、一番教育委員会として関心を持って実は子供の権利条例について見てきたのは札幌市のことなのです。それで、札幌市については、上田市長の選挙公約で子供たちのための権利を守るということで、条例を実は19年の3月議会に提案をいたしましたけれども、実は否決されているのです。ということは、その議会の論議の中では、いわゆる現状、子供たちの権利については憲法ですとか、教育基本法あるいは児童福祉法などの今の法律でそれぞれ守られているから、わざわざ条例をつくらなくてもいいのではないかという論議と、それともう一方は権利という条例にすると、子供たちの権利ばかりが強調されて、いわゆるそちらのほうに余りにも中心になるのではないかなという、そういう論議のもと

で、一回は19年の議会で否決をされております。ただし、これは子供の権利条例ということではなくて、名前を変えて、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例ということで、実は去年の、20年の11月議会で、札幌市としては子供たちのということで、これは条例化されております。ただ、私ども教育委員会としては、こういうこともあるというのは実際的に研究はしております。

ただ、一番私は子供たちというか、行政に参加するという、そういう教育の行政の中だけでなく、やっぱり市全体の中でどうなのかという、そういう問題を考えたときに、一番先行的な取り組みをしているのが実はニセコ町なのです。今の町長さんではありませんけれども、逢坂町長のときにニセコ町のまちづくり基本条例というのが制定されて、その中で、まちづくりの基本条例の中に、まちづくりに参加される権利は子供たちにもあるのですよということで、条文を満20歳未満の住民のまちづくりに参加する権利ということで、いわゆる大人も20歳以下の子供たちもまちづくりに対して参加する権利があるのですよという、そういうまちづくりの基本条例も制定している町がありますけれども、これは残念ながらほかの市町村にまだまだ広まっていないという、そういう状況にあります。

ただ、議員さんが心配される砂川の子供たちの関係につきましては、これはあらゆる機会、あらゆる場面で、いろんな形で子供たちは、砂川の子供たちは砂川の市民で守らなければだめだという、そういうPRをしながら、やはり学校、家庭、地域、行政一体として今後とも取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

ただ、これは今の段階で子供権利条例を策定するとか、しないかという論議になると、先ほど1回目で答弁させていただきました、今の段階では考えていないという、そういう答弁になってしまいますが、決して子供たちのいろんなご意見等々については、教育に対するご意見等々については、今後ともいろんな形で、条例は今のところ考えておりませんが、いろんな機会、子供たちのためのいわゆる行政含めていろんな形で聞く機会を持ちながらやっていきたいなというふうに思っておりますし、くどくなりますけれども、次期の長計のときは本当に砂川の学校7校の中で3名、各学校から3名、合計で21名の方が学校の推薦で、次期の6期の長期計画で砂川のまちをどうしたらいいですかという、そういうご提言、ワークショップの中でいろんなご意見を出していただいて、計画の策定委員さんの中から、ああ、砂川の子供たちはすばらしい子供たちがいるなという、そういう評価もいただいているという、そういう状況でございますので、いわゆる教育、まちづくりに対するいろんなことについては、あらゆる機会を通して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、総体的にぜひご理解を賜りたいなというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先ほども申し上げましたとおり、私のほうから医療、

診療に対する内容等についての判断はちょっと行えませんので、この辺についてはご理解願いたいと思います。ただ、ご家族、お話聞いておられますと、やはりご家族の方、また本人、それぞれ医療に対する不満、不信、それぞれ納得されていない部分もあると思いますが、これらについてはこの旨を医師に伝えて対応したいと思ひますし、また入院医療に対する配慮、この辺が欠けているような内容のこともございました。これらについてはご意見として伺いながら、今後入院の環境管理、それからサービスの視点から、今後の医療のあり方等について関係する部門へ何回か行いながら、十分検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、既に通告してありますように大きく3点について市の見解をお伺いいたします。

大きな1点目は、中学生の学力向上対策と小学生の情操教育についてであります。

（1）として、中学生の恒常的な学力を補うために、非常勤教諭や外部塾講師あるいは退職教諭などの助力を得て、例えば土曜朝塾というように学校休校日などの空き時間を使って補習を行っている自治体もありますが、同じような制度を砂川市においても導入することができないか。

（2）として、感性が豊かな小学生のときにこそしっかりとした情操教育が必要です。昔から音楽を利用した情操教育は有名で、他の自治体では小学校の情操教育に音楽を積極的に利用しているところもありますが、同じような制度を砂川市においても導入することができないか。

次に、大きな2点目として、納税、徴税方法の多様化と地方たばこ税についてお伺いいたします。（1）として、不景気に伴い、義務である納税をするにも納税者の苦勞が絶えないという話を聞きますが、例えば道市民税や国民健康保険税などのように納期回数がそれぞれ4回と6回で金額が高くなるものについては、原則として納付回数をふやすことにより1回当たりの負担を軽減させ、期日内の納付率もアップすると考えますが、どのように考えるか。

（2）として、納税者の納税方法の拡大という視点から、以前は商工振興で伺った市内の事業者によるポイントカードを公金や税の支払いに充てることについて、税を所管する立場からはどのように考えるか。

（3）として、現代社会は生活スタイルが個々人により異なっており、納税者の納税しやすい機会を拡大することも行政の役割だと考えます。そこで、すべての税ではなく、できるものからでもコンビニエンスストアで納税することができるように検討することについてはどのように考えるか。

（4）として、納税することが困難な者には、多重債務を抱え、困っている方もいると聞いております。そういった方が貸金業者に支払っている過払い金から税金を回収しよう

という取り組みをされている自治体がふえてきており、中でも国民健康保険税の徴収においてはかなりの実績を上げているとも聞いております。砂川市においても市内での連携は必須ですが、今後過払い金から税金を回収する方法も徴税のあり方の一つだと考えますが、その点についてどう考えるか。

(5)として、納税者の利便性の向上と税徴収の未収金対策などに効果を発揮すると考えられ、全国的にもふえてきているクレジットカードを利用した税の徴収についても検討すべきと考えますが、どう考えるか。

次に、(6)として、地方たばこ税についてお伺いいたします。地方たばこ税は、自治体の収入としてとても貴重な財源であります。砂川市内には現在4店舗のパチンコ店が展開しておりますが、パチンコ店では景品として出されるたばこについては、特に大手パチンコチェーンなどでは本部で一括して仕入れ、地元業者から買わないところもあり、実際の消費地とは異なるとして議論が起きております。今後市内のパチンコ店に対する実態調査をしたり、業界団体などを通じて、できるだけ消費地に近いところに納められるようにという趣旨で定められた地方たばこ税の趣旨に沿うような対応を地元自治体としてもとっていくことが必要であると考えますが、その点について砂川市としてどのように考えるかお伺いいたします。

最後に、大きな3番目は、市立病院来院者の利便性向上と診療待ち時間対策についてであります。(1)として、自治体病院を含め、全国的に病院の診療費の支払いにクレジットカードの使用を認めるケースがふえてきております。クレジットカードの使用を認めることにより、未収金対策と同時に来院者の利便性の向上に資すると考えますが、どのように考えるかお伺いいたします。

(2)として、医療は人によって提供されるものが異なり、DPCを導入している病院であっても、診療待ち時間がかかるといったケースが報告されています。そこで、診療待ち時間を利用して病気や薬などの医療に関するミニ講座的なものを開催し、患者さんの不満の解消や病気の理解に向けて取り組んでいる病院や、実際にいつ患者さんが診察を受けることが可能となるのか、患者さんの携帯電話などにメールで送信したりなどの対策をしている病院もありますが、これら先進自治体の事例を参考に今後砂川市立病院においても導入などを検討すべきと考えますが、どのように考えているかお伺いいたします。

以上のことをお伺いして、1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員の1回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

武田圭介議員の1回目の質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 初めに、大きな1番目の（1）の中学生の学力向上対策についてご答弁を申します。子供たちの学力向上にかかわって、とりわけ外部人材、地域人材の有効活用という視点からのご質問でございますが、近年教育改革において学校教育を取り巻く環境は目まぐるしい変化を遂げております。その中でこれからの学校教育において特に重要視されることは学校、家庭、地域の連携であります。つまり開かれた学校を基盤として、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たすと同時に、3者が密接にかかわりながら、子供の成長を支えることが極めて重要な課題となっております。そうした地域一体となった教育の実現には、まさに外部人材、地域人材の有効活用が不可欠であります。初めに、現在市内小中学校における外部人材の活用事例についてご説明申し上げますと、退職教員を配置し、チーム・ティーチングによる少人数指導を実施し、主に算数の学習で成果を上げている事例、また現役の学生を理科支援員として学校に配置し、理科教育の充実を図っている事例、あるいは教育、教員経験者を特別支援教育支援員として学校に配置し、子供の教育的ニーズに応じた個別の学習支援を行い、確かな効果を上げている事例などがございます。また、そのほか地域人材の活用といたしましては、社会教育事業において取り組んでいる楽習の達人や学校地域支援本部事業などが挙げられます。これらの事業につきましては、地域の皆さんそれぞれの専門性や特技を学校はもちろんさまざまな場面で生かしていただくものであり、幅広い分野に対応できるものとなっております。特にこれら事業につきましては、それぞれの学校の実態や要望に対応できることが利点でありまして、当然ながら今後は学力向上にかかわるニーズも高まっていくものと予想されます。このように教育委員会や学校におきましては、地域が一体となった教育の一環として既に外部人材、地域人材の活用を積極的に取り進めており、子供たちの学力向上に大きく寄与しているところであります。また、学力向上にかかわっては、このような人材活用も含め、学校教育全般にわたって日々さまざまな工夫、改善の努力を積み重ねており、その成果が今年度の全国学力・学習状況調査の結果にも確かにあらわれているところであります。そのような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、今後もこのような体制をさらに充実させていきたいと考えております。そのためにも子供たちの学習状況や学校の教育的ニーズ、また家庭や地域とのかかわりなど常に実態把握に努めるとともに、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。以上のことから、中学校の休日等において外部講師を活用した補習授業の取り組みについては、前段申し上げましたとおり学力の向上を図るため外部人材の活用を含め、学校教育全般にわたって日々さまざまな工夫、改善の努力を積み重ねてきているところでありますが、学力格差の是正と高校受験を控えた生徒の学力と学習意欲の向上を図る上では効果も期待できるところでありますが、一方学校週5日制との兼ね合いや学習の取り組みが半強制的な取り組みにならないかといった問題も

ありますので、先進事例を参考に慎重に検討を進め、適切に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな1番目の(2)の小学生の情操教育についてご答弁申し上げます。子供たちの情操を養う教育活動については各……失礼しました。市内各学校において学習指導要領に基づき、それぞれ特徴、特色を生かした取り組みが実践されているところであります。また、教育委員会においても、まさに子供たちの情操の涵養をその目的に掲げ、毎年各学校と事業の推進について協議を行い、小中高校合同音楽会や砂川市書道、美術作品展などの市内一斉行事を主催し、多くの児童生徒や保護者、さらに一般市民の参加を得ているところであり、現状において新たに子供たちの情操をはぐくむための音楽行事等の立ち上げにつきましてもは考えていないところであります。議員がご指摘のとおり、小中学校期における情操教育は極めて重要であると認識しているところであり、教育基本法第2条、教育の目標の第1項では「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」と定められております。つまり情操教育が教育基本法の定める教育の目的の中でも非常に重要視されているところであります。さらに、教育基本法を受け、学校が取り組むべき具体的な指導内容が示されているのが学習指導要領であります。その中で小学校の音楽については、その目標を表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養うとしております。また、小学校の図工の目標についても、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくり出す喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基本的な能力を培い、豊かな情操を養うと定めているところであります。つまり豊かな情操を養うこと自体が教科の目標として掲げられ、教育活動の中でそれぞれの特色を生かして、適切かつ主体的に取り組まれているところであります。ご質問にある制度につきましてもは、情操教育のための一手段としては有効と考えますが、現状から教育委員会といたしましては、各小学校における学習指導要領に沿った教育活動の展開と、冒頭申し上げましたとおり市内小中学校の一斉行事を今後も継続して実施することで、児童生徒の豊かな情操を養ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 2点目、納税、徴税方法の多様化と地方たばこ税についてご答弁を申し上げます。

(1)、各税目ごとに定められている納期回数をふやすことができないかについてでございます。市税のうち市民税、固定資産税、軽自動車税は地方税法に納期が定められており、特別な事情がある場合を除いて、異なる納期を定めることができません。次に、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、各自自治体が条例により独自に納付回数を定めることができるようになっています。そのようなことから特に国民健康

保険税の納付回数について、保険税率の引き上げの際や限度超過額の引き上げの際に、その都度内部で検討をしているところであります。納付回数を増加させることにより1回の納付額が少なくなることから、納めやすさのメリットは考えられるところであります。しかし、納期が多くなるほど最終納期から出納閉鎖日までの期間が少なくなることから、最終納期後の未納額を解消する期間が短い難点があります。年度全体の収納率を考えた場合、現行の納期が現段階では最良と考えているところであります。しかし、現行の納付回数では1回の納付額が大きいため納めることが難しいという方には、積極的に分割納付の相談を受け、納期を延長し、分割で納付していただいております。今後において国民健康保険税の限度額のアップが予想されております。限度額の引き上げや税率変更の際、その都度納期回数を検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

(2)、納税方法の拡大の観点から、ポイントカードを利用して公金や税の支払いに充てられないかについてであります。市の収入は、地方自治法第231条の2第3項並びに同法施行令第156条の規定により、上程により決定された収入金額を確実に徴収する観点から現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については現金と同視し得るもの、つまり即時換金性が認められる条件を満たすものについて例外として認められているところであります。このことからポイントカードのポイントを現金とみなして納入することは、現行法上できないこととなっております。このポイントカード収納について、今年度埼玉県草加市においてポイントカード収納特区としても提案しておりましたが、対応が不可であると総務省から明確に回答されているところであります。満点カードなどで収納を実施している自治体では、現金化されるまではそれぞれの自治体の収納とは認めず、満点カードを一時預かりとして受領し、現金化されて初めて自治体の収入にする方法をとられており、領収書の発行が即時にできないなど納付者にも不便を与えることとなっております。以上のことから、当市においてはポイントによる納付は現段階ではできないものと取り扱っておりますので、ご理解をお願いいたします。

(3)、納税者の納税しやすい機会の拡大のため、コンビニエンスストアでの納税の検討についてであります。コンビニエンスストアでの納税は、コンビニエンスストアへの収納委託という位置づけで、平成15年の地方自治法施行令の改正により、収納事務を委託することができるようになり、全国の自治体の実施を進めています。具体的には、平成20年4月現在、全国で251の市町村がコンビニエンスストアへの収納委託を実施しており、道内でも札幌市を初め6市8町の合計14自治体の実施しているところであります。利用するメリットとしましては、コンビニエンスストアの多くは24時間365日営業していることから、納税者の利便が向上するものであります。デメリットは、コンビニエンスストアでの収納に対応するように、バーコードで読み取れるように納税通知書の様式を変更しなければならず、電算システムの変更が必要となり、高額な導入経費が必要となる

ものであります。また、納付1件平均で55円から60円程度の収納手数料が新たに必要となっておりまゝ。口座振替の手数料が1件10円であることから、6倍近い手数料が必要になるところであります。また、収納の確認に半月ほどかかるため、納税証明の交付のおくれや未納者に送付する催告書が誤って発行されてしまうことがあります。税目を限った導入についても、プリンターの更新なども必要であり、導入コストはそれほど変わらないものと考えております。以上のことから、現在のところ収納コストを考えた場合、今すぐ導入するという事は難しいものと考えているところでもあります。

(4)、過払い金からの税金を回収する方法についてであります。多重債務者による過払い金は、カード会社や貸金業者の貸し出し金利がグレーゾーン金利と言われている高い金利で長期間返済をされている方に対して、法定の金利で再計算した場合、過払い金が発生し、弁護士などを活用してこの過払い金の返還を受け取り、受け取る取り組みが全国各地で行われております。特に平成19年4月から1年間にわたって厚生労働省が国民健康保険の滞納税の縮減のためモデル事業として4県21市町村で実施し、17市町で過払い金を滞納税の納付に充てることができたとされました。現在までの納税相談において多重債務者の過払いに該当した事例はありませんが、納税相談において滞納の原因を聞いて、直ちに借金が原因であるという回答いただくことは難しいものであります。今後において滞納原因が借金であることを発見する方法を工夫し、過払い金の可能性のある方に対しては無料法律相談や弁護士事務所への相談などを受けように対応し、過払い金の還付により未納税額の収納につなげるような取り組みを進めたいと考えているところでもあります。

(5)、クレジットカードを利用した税の徴収についてであります。クレジットによる収納は、従来法的に地方税法第20条の6に基づく第三者納付の規定により可能でありましたが、平成18年に地方自治法施行令が改正され、公金のクレジットカード納付として運用上の留意事項が総務省から通知されたことにより、全国の自治体で検討が始まったものであります。加えて、インターネットの総合情報サイトであるヤフージャパンによる公金支払いシステムの開発により、安価でクレジットによる納付が実現したことにより、平成20年4月現在、全国で9市町が導入しているところであり、道内ではむかわ町が導入しております。クレジットカードによる収納方法は、自治体の窓口で納付する方法、申し込みにより自動的にクレジットで引き落としをする方法、インターネットによる納付する方法が考えられておりますが、現在は導入コストが安価なインターネットによる納付方法が中心に導入されております。導入コストは、インターネットを利用したクレジットカードによる収納の導入経費はコンビニ収納より低額で導入できますが、インターネット環境がなければできないことや、1件当たりの収納手数料が納税額の1%と定率で計算されることとなっており、コンビニ収納よりランニングコストは高くなるというふうに言われております。また、クレジットカードによる納付の場合、いわゆるポイントサービス等が設定されていることから、税の納付にポイントサービスによる利益還元、還元が受けられる

ことになり、他の収納手段の納税者と異なる利益を得てしまうため、他の納税者との均衡のため手数料負担の一定負担を求めると、クレジットを利用しない者との公平性を考慮するよう総務省より求められているところであります。クレジットカードによる収納は、コンビニエンスストアによる収納と同様収納コストが高くなり、またポイント制度における他の納税者との均衡などコンビニエンスストアへの収納委託と比べ、導入には検討課題が多くあると考えているところであります。クレジットカードによる収納メリットは、現金を持ち歩かない、24時間決済ができる、引き落としは1カ月以上後である、分割、ボーナス払いができるなど利便性の向上に非常に有効であります。デメリットは導入経費、運用経費を合わせると多くの経費がかかる、収納の確認に半月ほどかかることから納税証明の交付のおくれや未納者に送付する催告書が誤って発行されてしまう等が考えられています。以上のことから、今すぐ導入するという事は難しいものと考えているところであります。

(6)、地方の貴重な財源である市たばこ税の納税についてであります。市たばこ税は、地方税法の規定により小売業者から営業所、店舗や自販機ごとの商品発注を受けた日本たばこ産業などの卸売販売業者が発注書類に基づいて、各小売業者の営業所や販売所の所在する市町村、自治体に納税するものであります。その営業所や販売店で販売された数量をもって申告納付するものであります。税額は、一般的なたばこ1,000本当たり3,298円で、一般的なたばこ1箱、1箱当たり約66円が販売店のある市町村に納付されることとなります。砂川市においては、ここ数年納税額は減少傾向であります。平成20年度決算では1億6,426万3,000円と、税収全体の7%を超す財源となっております。お尋ねのパチンコ店の景品のたばこに関しては、たばこ税の課税される根拠が卸売事業者から小売店に売り渡された段階で課税されるものから、新聞紙上で取り上げられているとおり、パチンコ店が卸売業者から仕入れるのではなく、小売店から購入する場合、そして購入する量がチェーン店すべての店舗で使用するものを購入する場合、その小売店の所在市町村に多額のたばこ税が納税される場合もあると思います。現行法の趣旨が消費される場所で納税されることを求めるため、身近な小売店の売り払い時に課税されていることから、大手チェーンのパチンコ店の景品については想定していなかったのではないかと考えられます。現在政府税制調査会は、実際の売り上げとは違う自治体に納税するのは、税の公平性を保つ上で改善が必要との観点から、見直しに着手していることから、今後改善され、消費地に近いところで課税されるよう改正されていくものと考えております。今後の税制調査会の論議を見守りながら、今後において地元自治体で可能な取り組みについて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 大きな3、病院来院者の利便性向上と診療待ち時間対策についての(1)、クレジットカードの使用を認めることにより未収金対策

と同時に来院者の利便性の向上に対する考えについてご答弁申し上げます。年々少子高齢社会が進展し、将来なお一層逼迫することが予想、予測される保険財政を背景に、長引く医療費抑制政策により、日本全国7割以上の病院が赤字経営を余儀なくされている今、病院経営は極めて疲労しており、いまだかつて経験したことない存亡の危機に立たされているのが医療情勢であります。このような中で経済情勢の悪化により、生活困窮者や保険税滞納者などが医療費を払えないことから未収金がふえ、病院経営に深刻な影響を与えている要因の一つと言われております。当院における未収金対策としては、悪質長期滞納者に対しまして、電話や窓口での督促及び自宅訪問による徴収、さらには少額訴訟などの対応を図っております。また、高額な医療費負担の発生により一括払いが困難な患者さんには、相談により分割による徴収を行うなど強化してきたところであります。休日診療費の徴収対策といたしましては、昨年4月より土曜、日曜、祝日の日中において一定額の預かり金方式から平日同様診療費の窓口精算へと変更し、対策を図ったところであります。そこで、クレジットカードの導入についてのご質問であります。道内の3大学病院を初め市立札幌病院や江別市立病院などの自治体病院におきまして、クレジットカードを導入しております。このクレジットカード導入によるメリットとしては、患者さんは高額な現金を持ち歩く必要がなく、盗難といった被害も縮小されます。病院にとりましては、未収金の減少や現金管理の軽減が図られるところであります。デメリットといたしましては、患者さんはクレジットカードを作成する必要があり、病院といたしましては手数料を支払うこととなります。このことから当院といたしましては、病院改革プランにて未収金対策の一環としてクレジットカードの導入を掲げておりますので、今後十分に検討を図り、導入に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)、診療待ち時間対策についてご答弁申し上げます。診療待ち時間につきましては、患者さんにとって受付から診察までの長い時間はストレスと不満の種であり、病院側にとりましては、患者さんからの待ち時間に対する質問とクレームは大変頭の痛い問題であります。当院は、この診療待ち時間解消及び外来患者さんの平均化対策として、平成8年12月から予約診療体制を実施してきたものであり、現在は21診療科のうち14診療科で行っているところであります。予約状況について本年10月の統計数値を参考に申し上げますと、全診療科で54.5%の実施率となっており、予約率の高い診療科は循環器科の76.4%であり、受診患者数の多い内科では52.7%となっているところでありますが、予約診療につきまして十分な機能を果たしていないのご指摘もございます。これは、診療中に新患、救急車等で急患が来院しますと、その処置のために一時的に診療をとめざるを得ないケースもあり、さらに診察においては患者さんの症状に応じてインフォームド・コンセントが求められるなど診療時間が長くなり、予約時間どおりに診察が行えないなどの状況もあります。診療科によっては、受診患者数に差はありますが、何らかの対策は必要と考えております。このようなことから、診療待ち時間について12月中に

調査を実施する予定であります。ご質問の病気や薬などの医療に関するミニ講座的なものを開催し、患者さんの不満の解消や、病気の理解に向けての取り組み、さらにはいつ患者さんが診察を受けることが可能となるのか、患者さんの携帯電話などにメールで送信したりなどの対策であります。ディスプレイによる混雑情報の発信、待ち時間情報や、休診などのお知らせの表示や、インターネットでのリアルタイム情報配信など効果を上げている医療機関もあることが情報ネットで多く見受けられます。このことから、診療待ち時間の調査結果を踏まえ、今後においても十分な対策を研究し、患者サービスの向上に努めなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質問に入りますけれども、まず教育委員会のほうからお伺いしてまいります。

(1)のほうなのですけれども、先ほど答弁の中で半強制的なものになってはいけないというお話があって、これを今やっているのは全国で佐賀県の神崎市というところでことしの10月から始めた取り組みなのですが、当然この実施に当たっては先ほど答弁にありましたような危惧があったものですから、佐賀県のほうに問い合わせたそうです。そうすると、県の学校教育課のほうでは、自由参加であれば問題はないと考えるし、半強制的な参加状況になってしまうような呼びかけはいけませんけれども、そうでなければ特段問題はないのではないかとということなのです。それで、先ほどいろいろ楽習の達人とか当市においての実績を答弁として述べられていたのですけれども、この一つのねらいは、学力向上というのはもちろん学力テストの結果によって、北海道内残念ながらちょっと結果は芳しくないというようなこともありましたし、それから恒常的にもう一つは勉強の習慣をつけさせるということも目的に含まれているのです。それで、当然ことしの場合には特殊な事情ありまして、インフルエンザの、新型インフルエンザの大流行等で授業日数の正課の日数も確保することがなかなか厳しい状況の中で、当然中学3年生対象のをメインにしてのお話なのですけれども、高校進学ですとか非常に大切な時期であることもかんがみれば、全教科の話をしているわけではないのです。少なくとも楽習の達人というものは勉強に限った今制度ではありませんから、それはいろんな社会教育の、課外活動の活動としてやられるのはいいのですけれども、私はやはり何がしかの常日ごろから言っていますように学力にちょっと特化したところ。先ほどの議員さんの中でもありましたけれども、例えば親の経済力によって、その格差によって子供たちの学力に差がついてはいけないと、裕福な家庭だけ学習塾に通えて、それでそうではないところは通えないということがあって、義務教育の中で格差がついてはいけないと思いますから、義務教育の中で、できる範囲であるのであれば、学外の人を学校内に入れるということは抵抗もあるでしょう。ただ、なぜここで外部講師という言い方をしたかといえば、当然学校の先生たちの勤務の負担軽減ということもあるわけです。当然週休2日制ですから、土曜日ですと、土曜日に限らず、休

みの日はお休みですので、そこにボランティア的な要素で学校の先生に協力してくれというのも、日常の業務を抱えている中ではなかなか難しいのかなと思ひまして、先ほど1回目の質問の中で聞いたのですけれども、できるのであれば学校の教育現場にも実際に携わって即戦力となり得る人材といえ、やはり非常勤の教諭の方で今学校現場で教えられている方ですとか、退職後間もない教諭の方ですとか、場合によっては私は学習塾の講師なんか入れてもいいのかなというふうには思っております。あくまでも先ほどの答弁を聞いていると、今の社会教育の中とちょっと答弁が一緒かたになっていたのですけれども、恒常的な学力の強化と、それから進学を踏まえての学力の向上ということで、砂川市内に中学校2校しかありませんけれども、その中学校2校同時にできたら一番いいのですけれども、導入としての考えはなくても、こういったこともやはり校長会などできちんと話をさせていただいて、校長先生の中にもしかなしたら意欲ある校長先生もいらっしゃるかもしれません、外部の人材を入れるということに関して。そういったことをしっかりやっぱり教育委員会として話していただいて、こういう佐賀県の事例ですとか、そういったところもお話しになられて、必ずしも学外の人があるからといって、当然学校も保護者さんも警戒するでしょうけれども、学外といっても何も市外の人を入れるという話ではありませんから、その辺はうまくすればこういったこともできるし、先ほど答弁の中にありました開かれた学校づくり、今保護者さんですとか、地域ですとか、それから学校が協力した3者による開かれた学校づくりにも寄与する一因となるのかなと思ひますので、その辺について再質問として伺いしたいと思ひます。

それから、(2)のほうは、これは今のところ導入のお考えはないということだったので、私聞き間違いでなければ、どうも行事に特化した話のことを言われていたのかなというふうにしたので、この質問通告書の中にもあるように特に音楽の時間ですとか、それから図工のお話もされたのですけれども、図工の時間とか特定の教科に特化した話ではないのです。あくまでも情操教育ということで、例えば音楽の効用として精神科の治療なんかでも音楽療法とかありますし、それからよく妊婦さんが胎教という形でクラシック音楽を妊娠中に子供に聞かせたりとかということもありますから、非常にやっぱり音楽というものは感性を豊かにさせるものがあると思うのです。こういったものを聞かせるだけではなくて、参加型で、いろんな形で、例えばゆうなんかでいろんな定期演奏会やっていますけれども、あれはまさに聞かせるだけです。どこかの演奏する団体が鑑賞したい人に聞かせる、そういったものではなくて、私が考えているのはこれ小学生なんかのまだ非常に感性豊かなときに、そういうよそから来た人でもいいのですけれども、自分たち同士でいろんな身近にあるものを通して音楽の楽器をつくるでもいいです。つくるでもいいですし、聞くでもいいのですけれども、とにかくいろんな音楽と触れ合う。音楽と触れ合う中で、子供たちに情操を養ってもらおう。先ほど答弁の中にもありましたけれども、本当に非常に音楽とか芸術の鑑賞というものを低年齢期に見せたり、鑑賞

させたりするという事は、将来の子供たちの人格形成にとってすごくプラスになる場所があると思うので、音楽に関してはいろいろと私なんかも造詣が深いと思っていますから、ぜひ教育長にこのあたりお聞きしたいなというふうに思っております。

それから、納税の関係でありますけれども、これ（１）から（５）までは一括してお伺いいたします。というのも（１）から（５）というのは、行政の立場から見れば、これ徴収、収納という形なのですけれども、納税者の、利用者の利便性ということから考えれば、やはり多様な納税方法があったほうがいいと思うのです。というのは、人口も減少していますし、企業さん、産業さんもこの地域衰退してきています。税収が落ちている中で、新たな税収を確保するという事もなかなか難しくなっているときに、やはり確実に取れるものは取っておいたほうがいいですし、一回例えば未収金なんかが発生してしまうと、その回収というのは非常に難しくなってくると思うのです。ですので、先ほど１から５までは具体的な事例としていろいろ紹介して、法的に難しいものもありますけれども、法的に難しいものでなければ、例えば私なんか念頭に置いているのは、クレジットカードなんかはカードの発行枚数も年々増加していますし、確かに生活スタイル、生活スタイルが変わることによって、利用者がいつでも気軽に納税できる環境を整えるということは、行政としても必要となってくるのかなというふうに思っているのです。一番懸念される手数料の問題ですけれども、クレジットカードに限定して手数料の問題ですけれども、今１％ということで、確かにそれが非常にネックになっているのですが、ことしに入りまして、大手のクレジットカード会社が何社もこれからのターゲットを自治体と自治体病院とにターゲットを向けていると。当然多くのカード会社がそういうふうに参加してきますと、競争が起こりますから、手数料が下がる可能性も出てくるのです。私は、ここで何も今すぐにこの制度を砂川市として取り入れてくれと言っているわけではなくて、ちょうど今第６期総合計画を策定している最中なので、やはりこれができるか、できないかどうかの議論というのはしっかりと総合計画の策定の段階においても議論していただきたいなと思うのです。そこには、必ずしも行政の都合だけではなく、つまり行政の徴収率や収納の利便性の向上ということだけではなくて、やはり納税者の利便性の向上を図るといったことが必要になってくるのかなというふうに思いますので、その辺のお考えを再質問としてお伺いしたいと思います。

それから、たばこ税の件に関してですけれども、これは非常に盲点だったのです。それで、ほかの、よその議会でもいろいろと一般質問等で出てくるようになりましたが、実際にはパチンコ店さんで一番多く消費される景品としてたばこがよく挙げられるのですが、そのたばこを購入しているのが地元、そのパチンコ店さんが存在する自治体ではなく、例えば大手チェーンであれば、本部の所在するところで一括購入して、配送で流れてくると。当然地方たばこ税は、その購入したところで入りますから、例えば砂川市内に店舗があったとしても、そこにはたばこ税として入ってこないというような問題があると。先ほど答

弁の中で、今税調のほうでも議論されているということで、来週あたりに政府税制調査会が一つの方向性を示しますけれども、当然その問題の是正ということも含まれていると思いますから、この辺は積極的に大手の本部の企業に訪問して、今は法的にはできませんけれども、お願いという形で、やはりできるだけ砂川市内で買っていただくと。そうすれば、砂川市内の小売業者にとってもメリットはありますし、新たな税制をつくるのではなくて、現にお金の取れそうなところをお願いして、砂川市内で買っていただければ、砂川市の税収だって上がるわけですから、この辺市長はよく市内の企業訪問等も行かれるのですけれども、こういったパチンコ屋さんの本部というの、札幌市内とか、あと大手チェーンになれば東京等にもありますから、そういったお願いというのも私は企業訪問の中でしていただきたいなというふうに思うのです。というのは、やはり先ほどの繰り返しになりますけれども、なかなかこういう時世だと、新たな企業進出も難しいですし、新たな産業が興るということも難しいものですから、今ある既存産業の中からどのように協力を願って、お金をいただくかということが必要になってくると思うのです。新たな税金つくるわけではありませんから、その辺の協力というのはお願いすれば協力していただけるのかなというふうに思っていますので、そういった企業訪問についてぜひお願いしたいなと思っておりますので、もしよろしければ市長の今の企業訪問の点に関してのことについてご答弁いただければなというふうに思っております。

それから、病院のほうでありますけれども、クレジットのほうは今言った税制のほうと同じなのですが、税と違うところは診療費の支払いに充てられるということで、当然先ほどの税のほうと同じなのですが、一度未収金となってしまうと、なかなかその後の回収というのは難しいと思いますし、仮に手数料を支払ったとしても、後から徴収する徴収コストの面を考えれば、逆に手数料を払ったほうが徴収に当たる職員の心理的な負担の軽減と、あれです。経費の軽減にもつながるという効果もあると思いますので、その辺多分事務方だけではなくて、医療スタッフ等ともいろいろ検討された中でのお話もあるのかなというふうに思っております。というのは、導入した病院とかでは、やはり医療スタッフの中の意見としてそういったようなことも考えたらどうだろうといったような意見も出ているということですから、その辺は砂川市立病院としては医療スタッフ等ともそういう、事務的な話ではありますけれども、やはり病院のことですから、全体で考えたほうがいいのかというふうに思っていますので、その辺がどういうふうになっているのかということをお伺いしたいのと。

あと、診療待ち時間対策のほうでありますけれども、これは今は医薬品とかの講座と申しましたが、例えばこういうものを先進的に取り入れている自治体、兵庫県の市立加西病院ですけれども、こういったところは医療費が幾らかかるのかという医療事務、事務方のほうの講座を開いたら、またこれがすごく好評で、待ち時間の軽減にもつながる、待ち時間の心理的な軽減にもつながりますし、それからあと患者さんからもやはり好評であると

いったことですから、こういったできそうな講座から、もしできるのであれば、今はスペースの関係もありますけれども、考えてみられてはいかがかなというふうに思っております。それからあと、先ほど携帯電話のメール等云々とありましたけれども、これは個々別々に、病院によっては病院のPHS、携帯みたいなものをお貸しして、あと待ち時間まではどれぐらいかというような時間を表示するものもあると。この趣旨は、いつ呼ばれるかわからないから、トイレにも行けないといったようなお話もあるのです。結局こういったことが積もり積もれば、やはり病院に対する評判ということで、それが今までいろんな議会や、いろんな場面において議論されていますけれども、患者さんの減少等にもつながってくる可能性も出ています。当然サービス業ですから、そういったきめ細かな配慮というものも必要となってくると思いますので、そういったことに関して、これは今挙げたものは一つの例ですけれども、今後検討されるということですので、この辺は意見としてしっかり検討されてほしいなというふうに思います。

再質問終わります。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 学力向上にかかわって、議員さんからご指摘のいわゆる外部講師を活用した指導という部分のところでございます。議員さんがおっしゃるとおり、学力の向上を図る上で学力の格差という部分を縮めていく、底上げをしていくといった部分のところでは、やはりそういった放課後あるいは土曜日等の休日における、そういう取り組みといった補習等の取り組みということについては、1回目にも答弁しましたけれども、効果はあると、そのように思いますし、まさしく学習の定着化という部分のところでも一定の効果はある、そのように考えておりますし、また教員の業務の軽減等をして子供たちと向き合う時間をふやしていくといったことでも有効な制度であると、そのように考えております。私どもも質問いただきまして、インターネットで調べさせていただきました。佐賀県の神埼市では、そういった取り組みをしているようでございます。補助の内容につきましては、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会ですか、そういった部分から助成をいただいて、取り組みをしているということでございます。私どももこういった制度についてはそれぞれ興味を持ちながら、しっかりリサーチをしていきたいなということで考えてございます。ただ、1回目もご答弁申し上げましたけれども、基本的に今学力テストについては過去3回実施をされております。その中で課題としては、やはり指導方法の工夫、改善でありますとか、教員のやはり指導力の向上と、それから子供たちの生活習慣、学習習慣、こういった部分の改善を図っていくということは非常に重要だと考えております。今後今年度の学力、学習状況の調査の結果につきましては、各学校にそれぞれ周知をしておりますので、それぞれ各学校で分析をして、教育ニーズとしてそういった部分の取り組みというものが上がってくれば、そういった部分については適切に今対応していきたいということで考えています。また、放課後等の学習の取り組みにつきましては、これは全学年

ではありませんけれども、一部についてはそういった取り組みもなされていると、そういった現状もあるということにつきましてもご理解を賜りたいと存じます。

音楽の関係でございますけれども、情操教育の関係につきましては、それぞれ現在各学校では学年によって違いますけれども、年間50時間から70時間程度の音楽事業を行っております。そのほかに学校では、特色あるそういう取り組みといたしまして、情操教育という部分のところで、各学校で芸術鑑賞機会ですとか、そういった機会も設けておりますし、NPO法人ゆうのほうでは毎年劇団四季の公演をやっておりますけれども、そんな中で市内の小学生に対して無料の鑑賞機会という部分も提供をいただいているところでございます。こういった取り組みも含めて、それぞれ議員さんからもお話もありましたけれども、創造的な、そういった取り組みによって子供たちの情操を育てていくという視点もご指摘もいただきましたので、それぞれ校長会の中で学力向上、それから音楽事業等々も含めて、これらの特徴的な取り組みのお話があったということについては、校長会の中でもお話をしてみたいと、そのように考えてございます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 それでは、私のほうから税の利用者の利便性の観点、それからたばこ税についてお答えを申し上げます。

まず、利用者の利便性の観点でございますけれども、砂川市の収納状況を見ますと、8割の方は完納されていると、残り2割の方が未納なり一部未納という状況になってございまして、我々としましてはこの2割のところに力を注いできたというのが実態でございます。ただ、議員ご指摘のとおり利用者の利便性の観点という観点からいけば、コンビニなり、またはクレジット、それからインターネットによる納付、これらの変革というのは我々が想定している以上に今の時代は速く変わってきているという状況もございまして、これらについては利用者の利便性の観点から、第6期総合計画の中では頭出しをしながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、地方たばこ税のでございますけれども、これにつきましては市内のパチンコ屋さんで小売店登録をしているパチンコ屋さんと、そうでないパチンコさんがございます。小売店登録しているパチンコ屋さんにつきましては、間違いなく砂川市に地方たばこ税は入ってきてございますけれども、されていないところについてはちょっと実態がわからないというのがございますので、これらについては企業訪問という前に、前段、税担当、私なり、それから税務課長ともども札幌の本社のほうに、これはお願いにしかならないのですけれども、ある程度地元の小売店から買っていただけるようお願いに行きたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 未収金対策及び会計の利便性の向上の点からクレジットカードを検討してはいかがかというご意見であります。まず未収金については基本的に

は発生させないことが第一の要件だというふうに思われます。1回目にご答弁申し上げましたけれども、未収金対策につきましては、これまで種々の対策講じてまいりましたが、さらに強化が必要と考えております。クレジットカードの使用につきましては、近年先ほど申し上げましたけれども、一部の自治体病院、道内では札幌市、函館市、江別の病院が既の実施しております、さらに来年4月では千歳、室蘭、釧路の市立病院が実施するというふうに聞いております。先月の11と12でございますけれども、神奈川県川崎市で行われました全国自治体病院学会に私と院長が出席した際にその市のいわゆる川崎市立病院、病床数733床、それから外来患者数約1日平均1,500人を扱っている病院でございますけれども、その病院をちょっと施設して、いや、視察してまいりました。いわゆる人口が多い都市型の病院でありますけれども、未収金防止対策と会計窓口を混雑させないといった利点からクレジットカード機を2台設置しておりました。詳しいお話は聞けませんでしたけれども、いずれにしましてもクレジットカードの利用につきましては、手数料の問題はあるものの、部分的には未収金発生防止の面と、それから会計窓口での医療費の支払いに対する利便性の効果があると言われておりますので、実際に使用している医療機関での調査を行いながら、医療スタッフとともに研究、検討していきたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に従いまして、大きく2点について一般質問をしたいと思います。

大きな1点目の、なのですけれども、環境保全についてであります。道内自治体では、各種環境に配慮した条例及び基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策が実施されていますが、砂川市においても将来に負を残さないために大気汚染、水環境、交通騒音、土壌汚染を含め、ごみゼロや循環型社会を目指すことを明確にするため、環境保全に関する条例の制定、計画を策定する考えについて伺います。

大きな2点であります、2点目であります、ごみゼロのゼロウェイスト宣言の採用についてであります。ゼロウェイストとは、生産者、消費者、行政3者が協力して搬出されたごみを燃やす、埋め立てる、何でもリサイクルすることではなくて、そもそもごみを発生させないようにするという考え方です。徳島県上勝町が未来の子供たちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するために2020年までに焼却、埋め立て処分をなくし、ごみをゼロにすると、全国に先駆けて平成15年……ここで訂正であります

けれども、「2005年」と書いてありますが、「2003年」であります。平成15年9月にゼロウェイスト宣言を採用したことが知られております。砂川市においてもきれいな空気や豊かな水、大地を未来の子供たちへ残していくことを念頭に、15年、20年先にはごみゼロを目指すゼロウェイスト宣言を採用してはと思いますが、その考えについてをお伺いいたします。

以上、1回目といたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 初めに、大きな1の環境保全についてご答弁申し上げます。環境保全に関する条例の制定、計画を策定する考えであります。地球を取り巻く環境は悪化の一途をたどっているとも言われており、地球温暖化防止のためCO₂削減の数値目標の設定が世界的な議論となるなど、環境への関心は高まる一方であると考えております。砂川市も環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを推進しているところであり、本市第5期総合計画におきましても安らぎと活力にみちた快適環境都市を将来の都市像に掲げ、快適で環境に配慮したまちづくりを進めているところでもあります。市民の皆様におかれましても、エコバッグの普及や省エネルギーの実践など、できることから身近な環境対策に取り組んでいただいているものと考えております。条例の制定を想定するといたしますと、大気汚染、水環境、交通騒音、土壌汚染や、ごみの循環型社会を目指すことはもちろんであります。もう少し大きな観点からの検証が必要ではないかと考えております。市民の皆様と事業者並びに砂川市の役割分担などももう少し明確なプロセスを念頭に、環境保全に対する基本的な理念について慎重に検討しなければならないものと考えております。したがって、環境保全に関する条例の制定、計画を策定することにつきましては重要な課題と認識しつつも、現時点で明確な方向性を示せる状況にはございませんが、今後の環境に対する国及び北海道の政策や市民ニーズ並びに新総合計画での位置づけなど総合的に検証を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな2のごみゼロのゼロウェイスト宣言の採用についてご答弁申し上げます。本市におきましても良好な環境を未来の子供たちに残していかなければならないとの認識は強く持っておりますので、総合計画におきましても環境に優しい循環型社会の構築を目指すこととしております。しかしながら、ごみをゼロにするということは、並大抵の取り組みでは実現が非常に難しいことと考えております。ごみの減量の取り組みにつきましては、廃棄物減量等推進審議会のご意見を伺いながら、資源ごみの団体回収の推進や不法投棄対策の強化など環境に負荷をかけないように、市民の皆様一人一人のご理解をいただきながら、ごみの減量に取り組んでいるところでもあります。焼却、埋め立て処分をなくし、ごみをゼロにするにつきましても、現実的には発生するごみを放置することになりませんので、本市を含む中、北空知地域におきましてもダイオキシンの発生抑制や効率性な

どから広域的に新たな焼却施設を整備し、発生するごみの適正な処理体制に向けて、その諸準備を進めているところでもあります。今後の環境対策を展望したときに、ごみの減量にとどまらず、ごみを全く排出しないごみゼロを目指すことは、地球環境保全においても、将来の良好な環境を守り続けるためにも大きな目標であると認識しておりますが、現時点において具体的な道筋を描くことは難しいと判断しているところであります。今後におきましては、地球環境保全のためのごみの減量技術の進展や国、北海道における具体的な対応策の動向など、少し時間をかけて研究をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、再質問ということで、再質問を行ってまいりたいと思います。

今ほど環境保全について、そしてごみゼロのゼロウェイスト宣言の採用についてということで1回目質問をさせていただき、答弁をいただいたところであります。強いて言うと、この2つは、今回私が出させていただいている部分では、一つの流れの中であると思っております。

まずもって、やっぱり環境保全についてというのは非常に大事なことであり、今ほど答弁もいただきましたけれども、ある部分で私は今の答弁を聞きながら、この理念についてもある程度理解をしている、ただ今後国とか道の関係も含めて検証していかなければいけないのかなということも答弁の中を通しながら感じさせていただいております。ただ、これについては今すぐといっても、すぐできることではないというふうに私も認識しながら、ただ将来も含めてこのことは大事なことでありというふうに思っています。環境保全はごみゼロ、また循環型社会においても大変重要な指針となるものでありというふうに思っております。

そこで、答弁を通しながら質問もさせていただきたいと思いますが、まず環境保全に関する条例、または基本計画ということが道内も含めてどのような状況になっているかなということも少しお話をさせていただきたいと思いますが、まずその前にやはりこれ国、道ということもございまして、国については環境保全に関する環境の法律ということももう既に平成5年に制定され、それに基づく基本計画ということも平成6年に策定され、今現在は第3次ということでの環境に関する基本計画というものがつくられ、現在進められているところであります。道においても、このような国の動きの中を通しながら、やはり平成8年には環境保全に関する条例も制定されておりますし、これに基づいて今現在では第2次の基本計画といったことも動きがなされております。そういった動きの大きな流れの中から、道内においても環境保全に関する条例というのは決してまだまだ多いとは言えませんが、やはり平成8年、江別市を皮切りに、条例に関しては約20を数える市町村があり、またこの基本計画についても策定が30市町にわたって策定をされて、それぞれそのもとに動いているところであるというふうに私の調べたところではなってい

ます。また、やはり砂川の近辺においても、近間でいうと隣の滝川市も環境保全に関する基本計画もつくられて推進されておりますし、最近の事情でいいますと、芦別市だったり、また深川市も平成20年11月に環境保全に関しての基本計画、もちろん条例がつくられて、その後策定、そして平成21年から平成30年までの間という期間で、これがこのような形で動いております。遠くにおいては、室蘭市でも最近このような状況で策定されて、推進され始めたところでもあります。

私は、やはり今後ごみを少しでもなくす。または減量していく。ごみのごみになると、ごみなのです。ですから、ごみではなくて、しっかりとした再資源といった形になっていくと、これはごみではなくなるということもあり得ると私は思っておりますので、そのようなことを考えますと、ぜひいろいろ国、道の関係も含めながら、また検証もしていかなければいけない。答弁の中を通しても、今すぐということにはならないような感じを受けましたけれども、やはり今からこういったことをしっかりと考えていかなければいけないのかなと。今やらなければ、5年、10年先はないのかなと思っておりますので、そのようなことを含めながら、ぜひ前向きに進むことを願いたいところであります。

そういったところを通しながらであれば、砂川市の中ではどのようになっているのかなというふうに見ますと、砂川市では一般廃棄物処理有料化の開始が平成14年10月からということで、先ほど不法投棄といった話もありましたけれども、不法投棄がすべてなくなっておられません、これは現実として。ただ、私は市民の皆さんがごみ分別ということを開始、要するにスタートして、ここ数年たっている中では、それぞれ市民の皆さんもこのごみ分別ということを理解しながら努力をされてきている、つまりそういったことに対しての意識も備わってきているというふうに思っています。今後さらにごみ減量も含めながら、またこの環境保全に対する条例とか計画を策定するに当たっては、さらなるごみの分別だとか、循環型社会を目指すためには、ごみにはしない、再資源といった形も必要になってくるかと思っておりますので、そのようなことを考えると、決して私は砂川市の市民はしっかりと受けとめながら理解して、今この状況になっているかと思っております。

それを裏づけるかのように資源回収の取り組み状況につきましても、これは事務報告書一つ見てもわかりますけれども、平成19年度と20年度78団体が同じように資源回収をしっかりとやりながら、地域でのごみにしないで資源回収していると。これは、奨励金という形もありますけれども、しかしながらそういった施策を上手に使いながら、そしてごみまたは循環型社会といったことに対する意識をしっかりと受けとめているというふうに私は理解をしております。資源回収登録団体数というのは、108ある中での参加団体数が78と、約7割ぐらいなのですけれども、決してこの7割、78、80弱の団体の皆さんが朝から午後、夕方までかけながら、廃品回収と言いながら、資源回収をしながら、そして一生懸命頑張っている姿を見ますと、決して私は、何度も言いますが、意識は決して低くはない。私は、意識はしっかりと持っているのだというふうに思っています。

であれば、さらなる意識の向上に向けて、この環境保全に関する条例を通しながらの基本計画というものをしっかりと受けとめ、実施していかなければいけないものだというふうに思っています。

さらに、環境保全ということから、ここにたまたま今回の一般質問するためにいろいろ下調べをしようとして片づけをしながら見ていましたら、ここに環境家計簿というA3判、A4でいえば4ページ分なのですけれども、これは市民部市民生活課のほうで配布をして、先ほど部長のほうで前段で答弁もありましたけれども、やはり地球環境といった、温暖化も含めてという話もされておりました。私は、普通にコピーしたような感じの環境家計簿であるかもしれないですけれども、これは私はすばらしいものというふうに思って、改めて見させていただきました。これは、普通の恐らく主婦の方のほうが、女性の方のほうがこれをしっかりと受けとめながら記入するのかなと思うのですけれども、ここに環境家計簿とはということで、毎月使用する電気、ガス、水道、燃料などの使用量から地球温暖化の主な原因の一つである二酸化炭素の排出量を計算するものということです。約6カ月用、毎月電気、LPガス、水道、灯油、ガソリン、軽油といった使用量を書く欄、それと金額。さらには、ここには数式があるのです、これ。二酸化炭素排出量というもので出てくるように一覧表がありまして、私はこういったことも市はしっかりと取り組みしているというふうに、これを見ながら感じ取りました。これは、やはり市民の皆さんも大いにこれは活用してほしいというふうに思っているのですけれども、こういったことが改めて配布されていたのだなということを通じて感じさせていただきました。であるからこそ私は市もしっかりとした形で環境ということに対して真摯に受けとめながら、そして市民の皆さんにしっかりと啓蒙、PRをしながら、進んできているというふうに理解をしております。

そういったことを考えたときに、やはり地球に優しい暮らし始めませんかといった標語もありながら、私はここで改めてお聞きいたしますけれども、やはり環境保全に関する条例または基本計画というものを今から取り組み始めると、今から取り組んだとしても、あした、あさってがで上がるものでありません。これやっぱり市民の皆さんにしっかりと感じ取っていただき、意識もしていただかなければいけない。まさに市民と事業者と市、行政が三位一体となっていかなければいけないと。これがなされることによって、環境保全に対してのプラスになるというふうに思っておりますので、いま一度環境保全に関する条例または基本計画に対する考え方を聞かせていただきたいなというふうに思っております。

2点目に、ごみゼロのゼロウェイスト宣言の採択についてということであります。これは、1回目の質問の中に書いてありますけれども、昨年11月に政務調査費を使わせていただいて、四国は徳島県上勝町に視察行く機会がございました。視察の目的外ではあったのですけれども、そこに行ったことによって、副産物と言っては失礼ですけれども、新

たな違う、違うこともやられている、やっているということを見させていただくことができました。そこにたまたまテレビのスイッチ入れたときも、その町の町長さんがゼロウェイスト宣言についてテレビでお話をしていたのもそのとき見させていただいた経緯がありました。そこで、このゼロウェイスト宣言って何なのだろうというふうに私も思ったところでありました。答弁を聞かせていただくと、時間をかけて研究していくということもありながら、具体的には難しいなという話もされております。私は、このゼロウェイスト宣言というのは今の話ではないと思っています。やはり最初の質問の中でさせていただいていますけれども、15年、20年先をとらえながら考えていかなければいけないものだろうなというふうに思っています。まさに徳島県の上勝町においても平成15年、2003年にこのゼロウェイスト宣言をしていきました。しかし、目指す目標年度は2020年、強いて言うと宣言してから17年後だということで、その間に自分たちがしなければいけないこと含めてをやっけていこうとされるのかなというふうに思っています。ただ、ここ徳島県上勝町は、人口は1,800人と非常に少ないです。ただ、山合い、谷合い約55の集落が点在している山、木、森林の多いところでもあります。そういったところでもそういったこと目指しながら努力している。この上勝町は、ごみ分別を34分別をされているのです。これも昨年11月に視察に行ったときに場所を見させていただきました。いろいろ聞いていますと、ごみ分別の収集車は走っていないのだと。要は、ごみ分別をするためには住民の皆さんが、大きなステーション1カ所あるのですけれども、そこに皆さん運んで持ってくるのですと。そこにはそれを管理する人もおりましたけれども、確かに砂川から見ると、はるかに細かい分別をしているのだなと。ただ分別しているだけではなくて、ごみにしないで、やはりこれを資源化しているのだなということを改めて考えさせていただきました。ですから、この町はリサイクル率80%以上というふうになっております。こういった意識がある中でゼロウェイスト宣言ということ全国に先駆けてしているわけですけれども、そんな一長一短にできることではないだろうなというふうに私もじかに行ったときに感じさせていただきましたけれども、しかし今やらねば将来はどうなのだと、子供たちへの未来を託すにはということが、そこには美しい、そしてきれいな、自然に優しい郷土を残そうという気持ちがあったのかなというふうに思っております。

また、国内では2番目となっておりますけれども、福岡県の大木町、ここは人口1万4,500人ですけれども、ここも2008年、平成18年には2016年を目標としてのゼロウェイスト宣言をされております。また、つい先月熊本県の水俣市を視察することがありました。視察目的の中にはごみ分別22、要するに22分別をしていることとということ視察させていただいたのですけれども、そうこうしているうちに、今回のことで調べていきますと、11月の22日にここ水俣市もゼロウェイスト宣言、全国の市の中で初めて11月22日に宣言をされているようです。この水俣市のことをちょっとお話しさせていただきますけれども、もともと水俣市というのは砂川以上にごみの分別、循環型社会含め

て環境に対する意識が大きいというか、早いというか、いうふうに感じさせていただきました。というのは、もう既に環境モデル都市づくり宣言を1992年にされ、そしてその後環境保全に係る環境基本条例も翌年に制定し、今環境基本計画策定が第1次を終えて、第2次、2007年から2019年まで策定で、進んでおり、さらには平成20年7月には環境モデル都市というのを国のもとで認定を受けている。水俣市というと、初めて視察行ったわけですがけれども、印象的にはやはりよくニュースに出ている昔の大変な時代のことが脳裏に焼きついているだけに、よぎりました。しかし、そういった中でもやはりそういったことに負けないぐらい自分たちもどうしてもやらざるを得ないという状況の中から始まったと思いますけれども、やはりここも分別、22分別をしながら、環境に対する意識も市民が持ちながら、なおかつこのゼロウェイスト宣言ということを進めてきております。

いま一度ゼロウェイスト、ゼロウェイスト宣言というか、ゼロウェイストの考え方ということをお話で改めてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、ゼロウェイストとは資源の徹底した再利用と再資源化を目指すとともに、ごみの発生そのものを抑制して、持続ある社会を実現しようとする考え方です。ですから、次のような特徴があるということで、3つのR、3R、スリーRということで、スリーRとして知られる発生抑制をするリデュース、再利用のリユース、再生利用のリサイクルを優先させて、焼却や埋め立てを例外的な措置にしていくということでもあります。ただ、ここまで進むには長い時間をかけながら進めなければいけないのかなと私も思っておりますけれども、そしてごみ削減、資源化について数値目標の設定と達成年次を公表し、段階的に目標を実現していく。3つ目に、ごみになるものを生産しないよう生産者にも責任を求める、これはいわゆる拡大生産者責任と言われているようですけれども、そういったことにも特徴を持ってやっていかなければいけない。さらには、スリーRのほかにも4Lということで、4つのアルファベットでLということなのですがけれども、重要視しているのが地域主体、ローカルであり、低コストのローコスト、低環境負荷のローインパクト、最新技術によらない技術、ローテクを意味しているのですけれども、こういった安全を重視し、地域、地域住民と一体となったごみ政策ということが進められていかなければいけないといったことを含めながら、これをゼロウェイスト宣言として制定して、皆さんが同じ方向に向いていこうということでもあります。ですから、私はこのゼロウェイスト宣言というのは、やはり今後15年先もしくは20年先を目指して、私は今から考えていくべきものであるというふうに考えております。

先ほどエコバッグ含めて部長のほうからも答弁ありましたけれども、今事業者も努力はしてきています。先ほどエコバッグもそうですけれども、要はノーレジ、レジ袋を出さなくて、皆さんは買い物かごもしくは買い物バッグと、俗にエコバッグというふうに言われていますけれども、事業者もそういったところには注視をしながら、環境を大切にしてい

こうといった一つの流れがもうスタートしてきているというふうに思います。まだまだ事業者もしなければいけない、生産者もしなければいけないことも多々あるかもしれませんが。また、買い物をする消費者、私たち市民にとってもごみを出さないと、もしくはごみになるものは避けるといった意識も今から浸透またPRをしていかなければいけないものというふうに思っております。そういったことを含めながら、いま一度このゼロウェイスト宣言の採用について私は必要であるというふうに思っておりますので、お考えお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 ただいまのご質問で再度条例の制定、そしてまた条例に基づく基本計画の策定、それからまた2点目としてゼロウェイスト宣言と、ごみをゼロにするのだという考え方、いずれにしても共通するところが多いのかなというふうに思います。それで、整理して考えてみますと、現在砂川市におきましては平成12年に制定いたしました廃棄物の処理及び清掃に関する条例、ここでしっかりと市民の責務、そしてまた事業者の責務、そして市の責務ということで、ただいまお話ありました市民の責務といたしましては自主的な資源回収活動に参加することなど廃棄物の減量及び資源の有効活用に努め、努めなければならないと、またそういったことに関しまして協力をしなければならないと、そういうことでこの条例の中で市民の方々にご協力をお願いしているという状況であります。そのようなことから、団体回収におきましてもまだまだ輪を広げていく分野はありますけれども、地域の町内会を中心にそれぞれ資源化を図っていただいているという状況であります。そのようなことから、今平成12年に制定した中で、こういったごみの減量としての市民の役割、責務というのを明記しておりますので、今、今すぐ条例なり、あるいは計画なりというよりも、まずはこの条例の中でお願いしている、協力をお願いしている、こういう分野について少しでもまた周知を図って、効果を上げていきたいというふうには考えてございます。

それから、ゼロウェイストの関係でありまして、3Rということでの、スリーRですか、これにつきましても、これは全道的にもこの3R運動というようなことでいろいろ広報されております。お話ありましたリデュース、発生抑制でありますけれども、ごみとして捨てるものは極力少なくしようと。また、リユース、これは再利用でありますけれども、できるだけ繰り返し使おうと。最後、3点目はリサイクルとして、資源として再活用すると。この3R運動でございます。これらにつきましても発生抑制、再利用、そして資源化、これまさに現在市民の皆様いろんなご協力を得ながら現在実行されている運動だと、あるいは活動だと認識、いうふうに認識しております。

そこで、今後より一層分別なりを進めていくという上では、先ほどの先進事例でご紹介ありました数多くの分類を分別しているという状況にあります。現在砂川市では可燃、不燃、粗大、生ごみ、資源、危険ということで6分別でありますけれども、実際的には資源

といたしまして、ペットボトルあるいはアルミ缶、スチール缶、ガラス瓶、新聞、雑誌、段ボールなど、こういったものを含めると、現行12分類ということで、数30までには及びませんが、そういった分別をこれまた市民の皆様のご協力得ながらやっていると。確かに団体回収、これらにつきましても、そのやっぱり出発は各家庭においてそれぞれ資源となるごみを物置等にストックしていただいて、そして年に何回かの集団的に回収するということですから、日々のそれぞれの家庭における資源化があってのものだというふうに考えています。そのような分別の取り組みでありますけれども、現在果たしてもう少し細分別図ってごみを減量化しようという中で、これにプラスすることの、先進的にはやっておられるところが多いのですけれども、プラスチック類、廃プラ、これらについても現在は可燃として出しておりますけれども、これらはやはり近いうちに、やはりビニール、ラップ、トレー、カップ類、こういった数多くのそういったプラスチック類がありますから、これらのやっぱり細分別というのも検討していかなければならない課題だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今ゼロウェイストというお話もありましたけれども、お話ししましたとおりその精神にのっとって、うちの条例の中で市民の方々に協力を求めて、活動していただいている、また取り組んでいただいているということで、今後ともこのごみの問題についてはこれで終わりというのではなくて、いろんな課題を整理して、解決できるのはしていかなければならないというふうに考えてございます。先ほど総合計画というような中でお話を若干させてもらいましたけれども、現在進めております第5期総合計画、ここにおきましても都市づくりの重点課題ということで、環境重視型社会の推進ということで、この期間中には広域的なごみの取り組みでありますとか、あるいはごみの有料化でありますとか、そういったことを進めてまいりましたし、また今策定中の第6期の総合計画のこういった策定作業審議の中にあっても、時代の潮流というのがどこにあるのかと、時代の流れが今どうなっているのかというような中では、やはり環境問題への認識の高まり、地球温暖化など地球規模での環境の悪化と環境保全の促進、こういうのがやっぱり時代の潮流だろうということで審議をお願いしているというような状況がございますので、これで終わりというものではなく、今後におきましてもこのごみの問題につきましては十分検討を加えて、推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 答弁を聞きながら、まず具体的にできるかどうかは別にしても、こういった理念だとか、考え方については、これごみというのは我々は避けて通れないことであり、継続性のあるものだというふうに思っておりますから、この辺はすべてが同じとは言えませんが、ある部分で近寄ったところに考え方が似通っている部分あるのかなというふうに、答弁を聞きながら私は私なりに解釈をしているところであります。今回この

ように大きく2点について質問させていただいておりますけれども、今の段階ではやはりこれをすぐというわけにはいかないかなと思っております、私自身も。ただ、今はやはり当面自分たちが出している、また出ているごみ、または可燃ごみ含めて、これはやはりきっちとした形で今は処理をしなければいけない。これは、今のこの時世の中での対処ということは、それは通っていかなければいけないことなのだろうなど、どういう形かは別にしても。そういったことを通しながら、ただいつまでもそういう形というのではないのかなというふうに私思っています。

ですから、環境保全、ゼロウェイストについては先にお話ししますが、やはりこのゼロウェイストというのは15年先、20年先はいかがでしょうかと、このときを目指していつかはいかがでしょうかということでの質問させていただいているのは、今まさに15年、20年先には今これからやろうとする可燃ごみのことを含めてだけではなくて、行く行くはやはりごみではなくて資源化をしながら、ごみを出さないような形。ただ、これはやはり市民も、生産者、事業者、そして市がそれぞれ三位一体となってやっていかなければできないことであるというふうに思っています。もちろん市民、私も含めて、ごみについての意識をしっかりと持って、ごみを出すものは買わない、またごみを出さないような方策を考えるといったことはしていかなければいけない。これは永遠のテーマなのだろうというふうにも思いますけれども、この永遠であろうということは今から一つ一つ先を見ながらやっぱりやっていくべきではないかなということから、そのための指針へなっていかなければいけない環境保全に関するやっぱり条例の制定だとか、そして基本計画ということがこの15年、20年先を目指してしっかりと指針として出されることによって、次の段階としてこのゼロウェイストという形も続いていくものと私は思い、今回大きな点での2つでありますけれども、1つの、全体的に見れば1つの質的な部分あるのですけれども、そういったことを意味合いとして持ちながら質問させていただいてきました。これは私の思いかもしれませんが、そういったことを考えてやっていくということをお砂川市も率先して考えていつかはいいのかなと思っております。先ほど総合計画の話もありました。総合計画について私は、余り詳しいことは所管にかかわりますので、余りお話しできませんけれども、そういったいろんな形でそういった環境重視ということを考えることは私は大切であり、すべきものだと思います。ただ、その中で今後将来ずっと先も見据えながら、この環境保全に関する条例または基本計画の策定、そしてその指針、方針に基づいて、さらにはその次のゼロウェイスト、ごみゼロを目指してといった気持ちを市民、そして事業者、生産者、そして行政も一体となって進むことを願いたいなと思っております。

ここで最後に1点伺いたいと思いますが、恐らくごみを減らしていこう、また循環型社会を目指していこうということは、先ほどの理念も似ていますよねということと同じであるというふうに思うのですけれども、基本的にはやっぱり市としても一番我々にとっ

て身近な、水だとか大気だとかも騒音も身近なのですけれども、特に我々にとって最も身近なごみを通した循環型ということについては、これからまだまだ減らしていかなければいけないという意識を私は持っていると思うのですけれども、その辺の考え方を聞かせていただいて、私の3回目の質問は終わりたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 循環型社会ということで、大気あるいは水あるいは土壌というようなこともありますけれども、これらについてはすべて法律で特に生産する事業者等において規制かかっているというような状況の中で、循環型社会、これらについて市としてもやっぱりごみを減らすという観点でこれからも考えていくのかと。これはおっしゃるとおり再利用、再資源、そしてごみを少なくするということは、それこそ処理量の関係もございましてけれども、やはり処理するだけでもやっぱり量に応じて税金、お金がかかるという問題もあります。それとは別に、やはり地球環境守るという分野では、当然ごみを出さない、そしてごみを少なくするということはもちろんですから、市としても今後とも循環型社会に向けたいろんな推進努力というものに努めていく、そんな所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一般質問は、すべて終了いたしました。

◎日程第2 議案第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について
議案第5号 砂川地区保健衛生組合理約の変更について

○議長 北谷文夫君 日程第2、議案第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について、議案第5号 砂川地区保健衛生組合理約の変更についての2件を一括議題とします。
各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 議案第4号、議案第5号の2議案についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置についてご説明申し上げます。

地方自治法第284条第3項の規定により、赤平市、滝川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町とごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するため、次のとおり規約を定め、中・北空知廃棄物処理広域連合を設置するものであり、設置の理由は、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町及び浦臼町で組織する砂川地区保健衛生組合の可燃ごみの焼却処理を委託している株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月末までに解散することから、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同で処理するため、砂川市を含む中・北空知地域5市9町で組織する中・北空知廃棄物処理広域連合を設置しよ

うとするものであります。

裏面をお開き願います。中・北空知廃棄物処理広域連合規約であります。初めに新組合を広域連合とした経過についてご説明申し上げます。去る9月30日に開催した中、北空知地域ごみ処理検討会議において、新組織は5市9町を基本に特別地方公共団体を設立することと決定したところであります。この特別地方公共団体は、地方自治法に基づき、設立することとなりますが、法で定める種類といたしましては一部事務組合や広域連合がございます。一部事務組合については普通地方公共団体の事務の一部を共同処理するための組織であり、広域連合につきましては同じく地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であるものに関し、設立されるものでございます。そこで、この中、北空知地域の一般廃棄物の焼却処理につきましては、地域全体の可燃ごみの量が年間約2万6,000トンであることやダイオキシン規制の関係から広域にわたり処理することが適当であるとの観点から、地方公共団体の種類としては広域連合としようとするものでございます。この中、北空知地域の一般廃棄物の収集から中間処理、そして最終処分に至る過程では、構成する市町が担う事務、一部事務組合が担う事務、そして新たな特別地方公共団体が担う事務として重層化した体系の中で実施しなければならないものであります。このような中で一般廃棄物の処理が秩序よく整合性を保ち、効率的に実施しなければならないものであります。広域連合にあつては、広域計画を策定することが法で定められており、この広域計画により構成団体の連絡調整が図られ、特別地方公共団体の種類については広域連合がこの中、北空知地域にはふさわしいことから広域連合としたところでありますし、広域連合は普通公共団体における直接請求制度などが全面的に適用されるほか、規約変更の要請の請求など、その運営を住民の民主的な統制のもとに置くこととしております。

それでは、規約についてご説明をさせていただきます。第1条は、広域連合の名称で、この広域連合は、中・北空知廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）と定めるものであります。

第2条は、広域連合を組織する地方公共団体の定めで、広域連合は、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）をもって組織するものであります。

第3条は、広域連合の区域の定めで、広域連合の区域は、関係市町の区域とするものであります。

第4条は、広域連合の処理する事務の定めで、広域連合は、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理するものであります。

第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目で、広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項の広域計画をいう。）には、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を円滑に進めるために、当該事務に関する事項並びに広域連合、関係市町、

中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合及び北空知衛生施設組合が連絡調整すべき事項を記載するものと定めるものであります。ここでご説明をさせていただきます。中、北空知地域の広域ごみ処理は中空知、砂川地区、北空知の3ブロックで実施しておりますが、北空知地区には北空知衛生センター組合のほか、妹背牛町を事務局に深川市を除く4町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理する北空知衛生施設組合が設置されているところであります。なお、広域計画につきましては、地方自治法の規定により広域連合が設けられた後、速やかにその議会の議決を経て作成しなければならないものであります。

第6条は、広域連合の事務所で、広域連合の事務所は、歌志内市字本町1027番地1に置くものと定めるものであります。この点についてご説明申し上げますが、事務所につきましては歌志内市の市街中心部に位置し、現在閉館中の観光館を当面の事務所とするもので、この事務所の位置につきましては新施設の供用開始となる時点において位置の変更を行う規約の改正が必要となるものでございます。

第7条は、広域連合の議会の組織の定めで、広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、18人とするものであります。

第8条は、広域連合議員の選挙の方法であり、第1項で、広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙することとし、第2項で、関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとし、第1号、赤平市1人、第2号、滝川市3人、第3号、砂川市2人、第4号、歌志内市1人、第5号、深川市2人、以下記載のとおり2ページから3ページにかけて奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町各1人とし、第3項で、関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条第1項の例によることとし、第4項で、広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならないと定めるものであり、第1項では、議会議員のうちから間接選挙により選出することとし、第2項では、広域連合議員定数18人の関係市町ごとの議員数を定めており、1市町1人の議員数を基礎とし、人口やごみ量により滝川市にあっては3名、砂川市及び深川市は2名の議員数と定めております。

第9条は、広域連合議員の任期の定めで、第1項で、広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期によることとし、第2項で、広域連合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失うものであります。

第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長の定めで、第1項で、広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならないこととし、第2項で、議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期によるものであります。

第11条は、広域連合の執行機関の組織で、広域連合に、広域連合長1人、副広域連合長13人及び会計管理者1人を置くものと定めるものであります。

第12条は、広域連合の執行機関の選任の方法で、第1項で、広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙し、第2項で、前項の選挙は、広域連合の事務所において行うとし、第3項で、副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町の長をもって充て、第4項で、会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合長が命ずることとし、第5項で、広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならないと定めるものであります。

第13条は、広域連合の執行機関の任期の定めで、広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期によるものであります。

第14条は、補助職員の定めで、第11条に規定する者のほか、広域連合に必要な職員を置くこととするものであります。

4ページをお開き願います。第15条は、選挙管理委員会の定めで、第1項で、広域連合に、選挙管理委員会を置くこととし、第2項で、選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。第3項で、選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから広域連合の議会においてこれを選挙し、第4項で、選挙管理委員の任期は、4年とするものであります。

第16条は、監査委員の定めで、第1項で、広域連合に、監査委員2人を置くこととし、第2項で、監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任することとし、第3項で、監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期によるものであります。

第17条は、経費の支弁の方法の定めで、第1項で、広域連合の経費は、第1号から第5号までの関係市町の負担金、国及び北海道の支出金、手数料、地方債及びその他の収入をもって充てるものであります。第2項は、前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、次のとおりとすることとし、第1号、施設の建設に要する経費（公債費を含む。）については、均等割10パーセント及び固定ごみ量割90パーセントとする。この場合において均等割の算定基礎は関係市町数によるものとし、固定ごみ量割の算定基礎は関係市町ごとの平成18年度から平成20年度までの3か年平均のごみ量によるものとするものであり、第2号で、上記の経費を除くその他の経費については、ごみ量割とする。この場合において、ごみ量割の算定基礎は関係市町ごとの当該予算の属する年度の前々年度までの過去3か年平均のごみ量によるものとするものと定めるものであります。

ここで7ページをごらんいただきたいと存じます。議案第4号の参考資料についてご説明させていただきます。上段の3組合の経費負担割合は、現在の中空知衛生施設組合、砂

川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合それぞれの建設費、維持管理費の負担割合であり、砂川地区保健衛生組合で申しますと、クリーンプラザくるくるの建設費と維持管理費であり、建設費については均等割10%、国勢調査による人口割90%の割合で、維持管理費については均等割10%、前年度ごみ量割90%の割合で構成2市3町がそれぞれ負担をしており、中空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合の経費負担割合は記載のとおりであります。矢印下段の新広域連合の経費負担割合は、新たに建設する焼却施設の建設費、維持管理費であります。建設費については均等割10%、平成18年度から平成20年度までの過去3カ年平均の固定ごみ量割90%、維持管理費については過去3カ年平均のごみ量割100%の割合で、5市9町がそれぞれ割合に応じて負担することとするものであります。

4ページに戻っていただき、規約第18条は、委任規定で、この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定めるものであります。

5ページ、附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条に規定する事務のうち、ごみ焼却施設の設置以外の事務は、広域連合長が別に定める日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川地区保健衛生組合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、砂川地区保健衛生組合規約を次のとおり変更するものであり、変更の理由は、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町及び浦臼町で組織する砂川地区保健衛生組合の可燃ごみの焼却処理を委託している株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月末までに解散することから、砂川市を含む中、北空知地域5市9町で組織する中・北空知廃棄物処理広域連合がごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同で処理するため、本規約を変更しようとするものであります。

裏面をお開き願います。砂川地区保健衛生組合規約の一部を変更する規約であります。説明につきましては3ページの議案第5号附属説明資料、砂川地区保健衛生組合規約新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が変更後であり、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。第4条は、組合の共同処理する事務の定めで、第4条中現行「及び維持管理」を変更後は「、維持管理（焼却処分を除く。）及びその他のごみ処理」とするものであります。

附則第1項は、施行期日で、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行することとし、第2項は、経過措置で、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第4号及び第5号の一括質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、資料の要求をいたしたいと思っております。ただいま提案された議案第4号、広域連合規約の審議に資するためでありまして、これまで新聞など焼却炉建設における施設建設費あるいは維持管理費などが報道されておりますけれども、提出された議案第4号参考資料の経費負担割合に準じた各自治体における年間及び1トン当たりの処理料及び負担金がわかる資料を要求するものであります。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 ただいま小黒弘議員から議案第4号に関する資料要求の動議がありました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

よって、本動議を直ちに議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり資料要求を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、理事者から資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時10分

○議長 北谷文夫君 会議を再開いたします。

小黒弘議員から要求のありました資料は、お手元に配付のとおりであります。

理事者から資料の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) ただいまお手元に配付をさせていただきました資料についてご説明申し上げます。

市町別焼却炉建設費及び維持管理費算定表であります。この表は11月30日に開催されました中・北空知地域ごみ処理施設整備準備会での協議資料であります。5市9町の市町別の焼却炉建設費及び維持管理費について現段階における算定表であります。上段左

側の建設費につきましては3組合共同で実施し、本年8月に報告書の提出のあった可燃ごみ処理方法調査報告書に基づくものでありますが、建設費用52億円、利払い費年利2%で計算しております。6億2,100万円、計58億2万1,000円と見込み、その財源内訳として国の交付金であります……失礼いたしました。58億2,100万円と見込み、その財源内訳として国の交付金であります循環型社会形成推進交付金及び地方交付税措置額を除く建設費に係る5市9町の自治体負担を26億7,200万円と見込んでいるものであります。上段の中間の表は維持管理費で、1年平均の維持管理費を4億9,000万円と見込み、20年間合計の維持管理費を98億円と見込んでおります。同じく上段右側の表は、今後20年間の建設費及び維持管理費の自治体負担額の合計であり、建設費自治体負担26億7,200万円、20年間の維持管理費98億円、向こう20年間合計124億7,200万円と見込んでいるものであります。

砂川市、歌志内市、奈井江町、これらの自治体負担額を先ほど申し上げた規約に基づき、市町別に試算したものが中段の表でございます。砂川市、歌志内市、奈井江町の順で5市9町であります。表の左側、項目内訳であります。市町の名称の下の行から平成18年度から平成20年度3カ年平均のごみ量、その下は建設費及び運営管理に係る負担の割合であり、単位はパーセントであります。建設費は均等割10%、ごみ量割90%、運営管理費はごみ量100%であり、砂川市で申しますと、均等割は建設費の0.714285%で、右端の合計欄は10%であり、ごみ量割、砂川市は15.592384%、右側の合計欄は90%であり、建設費の計は砂川市16.306669%、右側の合計欄は100%となります。その下、運営管理費はごみ量割100%で、砂川市は17.324872%、右側の合計欄は100%となります。その下の経費、建設費、維持管理費、合計は、ただいまご説明いたしました割合、パーセントによる経費の金額で、単位は1,000円であります。砂川市で申しますと、建設費は均等割で1,908万6,000円、ごみ量割で4億1,662万9,000円、計4億3,571万5,000円、運営管理、維持管理費は20年間で16億9,783万7,000円、建設費との合計は21億3,355万2,000円となり、単年度平均値合計額割る20年間、1年平均1億667万7,000円となるものであり、右端の合計欄では20年間経費合計5市9町で124億7,200万円、1年平均62万……失礼いたしました。6億2,360万円となるものであります。

下段の表、米印、参考は5市9町のごみ量の平成20年度、19年度、18年度の実績量と平均値で、単位は重量、トンであり、構成比は5市9町それぞれの平均値ごみ量の構成比で、単位はパーセントで、砂川市は1年平均4,286トン、5市9町全体の17.32%であります。トン当たりの単価というお話もございましたけれども、現段階ではまだ実施設計もできておりません。また、率も決まっております。したがって、概算でありますけれども、単年平均、1年当たりの経費を実績としての平均で割ったものがお

おむねトン当たりの処理単価というふうな見込みでございます。

以上で資料の説明を終わります。

参考までに申し上げますと、砂川市で申し上げます。砂川市は、単年度平均値が1年間1億667万7,000円見込みであります。18年から20年の平均量が4,286トンでございますので、これを割り返しますと、1トン当たりの処理経費2万4,890円という数字が出てまいりますけれども、今ほど申し上げたとおりあくまでも見込みでございます。

○議長 北谷文夫君 質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第4号で質疑をさせていただきます。広域連合の規約ということなので、本来規約の関係でということが質疑になるのだろうと思うのですが、ただこの広域連合の規約を了とするということは、まさに可燃ごみの砂川市の行方を決定するということにも同じだと思っておりますので、いろいろと質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、これどうしてこんなに急ぐのかなということなのです。新聞報道でも見るはあるのですが、ただ前回こういう広域化のときには少なくとも、何といいますか、広域処理の中間報告なりというものが示されていて、この議場ででも私も質問、質疑をしたことがありましたけれども、そのような状況の中で大体先の見通しを立てて議論した上で組織ができていくという流れがあったのですけれども、今回はどうも組織がありきで始まっておりまして、少々乱暴ではないかなというふうに思っているのですけれども、この辺のところをまずお伺いをしたいと思います。委員会等でもある程度の説明受けているのですけれども、これスケジュールをちょっと見ていきますと、11月中、もう過ぎているのですけれども、ごみ処理基本計画の中間報告がされる予定であったはずなのです。せめてそれぐらいあれば、もう少し理解がしやすいだろうなというふうに思っているのですが、そのごみ処理の基本計画の中間報告すらまだないのかどうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

それから、そもそもがこれ広域連合が成立したとします。これから全議会でどういう結果が出るかわかりません。ただ、多分砂川が一番最初に結論を出す自治体ではないかと思っているのですけれども、今後の細かい点です。組織がまずあるのだけれども、先ほどの説明でもトン当たりの処理料というのはあくまでも概算でしかわかっていない状況、そんなようなことがあるので、多分これからの細かい点というのを決めていかなければ、当然その建設費の問題から維持管理の問題、事務職員は一体何人必要なのかなんていうことも全然今わからない状態で私たちは規約を決めようとしているわけですから、この細かい点というのはこれからはどこでどうなっていくのか、どう決めていくのかという点を2点目でお伺いします。

3点目は、そもそもごみ処理にかかわる、係るダイオキシン類の発生防止等ガイドラインというのがかつてあって、そこから始まったのがエコバレーでもあったと思うのですけれども、つまり1施設連続24時間燃焼の100トン程度以上でなければ、なかなか新しい炉が建設認められないというガイドラインがあったと思うのですけれども、今でもそのガイドラインというのは生きているのかどうかで、あくまでもそこが基本になっているのかどうか。たまたま今回の1日90トンという数字があるものですから、どうもそこら辺がかかわってあるのかなというふうに思っておりますので、まずお答えをいただければと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 大きく3点ほどのご質問でございます。

どうして急ぐのかということでは、まだごみ処理基本計画の中間報告すらまだないよという中で、組織ありきでないのかということの点でございます。ここにつきましては、理由にも記載しておりますけれども、株式会社エコバレー歌志内、現在焼却処理を委託しておりますけれども、経営難から事業撤退を表明し、その関係受けまして、数カ月この年明けから2月に正式な文書が出てきたというようなことから、事業継続ということでの要請を3組合のみならず、北海道の協力も得ながら、日立本社のほうに要請をしてきて、その解散をしないでほしいと、継続して処理をしてほしいと、そういう状況でやってまいりましたけれども、エコバレー、日立側としては撤退ありきというような状況の中で、私どもとしてはごみをあふれることはできませんので、何とか継続をということでの、まず撤退をさせないということをやってまいりました。その一方では表明しておりますので、それではそれにかかわる代替施設をやっぴり検討しなければならないということで検討もしてまいりました。そのような状況の中で、平成25年3月までは事業を継続するという確約がとれましたので、それでは新施設の代替施設ということで、9月30日には5市9町で組織する新焼却施設としては、新処理施設としては焼却施設を建設すると、こういうことになったところであります。

ここで今度は施設の建設に当たりましては、当然5市9町の財政の状況もございまして、国の補助制度、交付金をやはり獲得しなければ、自治体の負担が大き過ぎるというようなことで、まず国の交付金を受けると。そういう状況におきましては、予定といたしまして今進めておりますけれども、この4月上旬には国の交付金の内示を受けるという予定でおります。この内示を受ける際に国は一体どこに内示をするのか、これについては公共団体でなければ内示はできません。したがって、公共団体としてであれば、これは提案の中でも申し上げましたけれども、組織といたしましては一部事務組合もしくは広域連合というようなことから広域連合を今設立しようとするものでありますけれども、どうして急ぐのかということにつきましては、第一にはやはり国の補助制度、これを活用するために

は特別公共団体を設立して、そこに交付金を受けるといった状況が迫られているということでございます。

また、2点目の今後の細かな点、そしてまだまだ決めていかなければならない、そしてそういう中であって、果たして事務職員等どうなるのかということでございますけれども、何とかこの5市9町での12月、最低でも何とか近い議会でそれぞれ議決を得て、組織を設立すると、そういう中にありまして、その組織として早く確立をしたいというふうに考えてございます。今想定しておりますのは、何とか2月の下旬ごろには道からの許可をもらって組織を設立したいというようなことから、職員体制につきましても同時に2月から職員を配置して、専従として専門的にこの業務に当たってもらうというふうに考えております。職員体制といたしましては、建設までの間やはり5名は必要でなかろうかということで今協議をしておりますけれども、いずれにしても5名の事務局職員体制をもってこの組織を管理していく。そういう中にありましては、規約の中でご説明いたしましたけれども、当然執行機関として連合長をまず選挙して、そしてその連合長の招集する初議会、広域連合議会、これを招集をいたしまして、そこでそれぞれ条例なり、そういったものを制定していくという作業になりますけれども、その広域連合議会を開くに当たっては、当然その前に5市9町のそれぞれの議会で連合議員を選出してもらうというふうなことになっております。大まかな予定でございますけれども、2月の下旬に何とかこの道の許可をいただいて、設立をするというようなことでは、2月の中旬にはそれぞれ連合長の選挙をした後にそれぞれの議会で臨時議会を開催していただいて、それぞれ連合議員を選出していただき、そして3月上旬には初の連合議会を開催して、条例等の決定をしたい、条例等を議決したいというふうな予定でおります。

続きまして、ダイオキシン発生との関係でガイドラインはまだ生きていますのかという点でございますけれども、これにつきましてもダイオキシン規制法、この規制法については変更はございません。参考までに申し上げますと、現段階における報告書の施設規模はトン、1日当たりトン、90トンという施設で想定しております。これにつきましては、45トンの炉を2炉ということで考えております。そういう状況でありますと、1時間当たり、1炉当たり1.875トンの処理量というふうになりますので、これにつきましては大気排出規制値というのがダイオキシン法で定められておりまして、1時間当たり2トン未満については5ナノグラムの基準、これを上回ってはいけないという、こういったダイオキシン規制法については今も変わってはございません。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今回本当に何も無い状態の中で、今まで資料もある程度はいただいておりますが、本当に確定しているわけでも何も無い状況の中での手探りの広域連合をつくらうということにしか今は現状としては思えないのです。例えば90トンの、今もお話しのよ

うに45トン1日の、90トン1日当たり処理能力のある焼却炉をつくるというのがありきになっているようなお話ですし、しかも52億かかるのだというのもありきのようなお話なのです。ごくごく、ごくごくというか、先ほど資料いただいた概算の中でも、これはあくまでも概算だよという前提の中でのお話なのですけれども、そもそもは5市9町の可燃ごみの量というのは1日68トン、68トンぐらいなのです。つまり90トンの炉をつくらなくても、まだまだ少ないごみの量のはずなのです。しかも、今後この地域は、この5市9町の地域はどこよりも多分人口の減少というのは速いだろうし、高齢化の率も速く進んでいく地域だろうと思うのです。お年寄りになると、余りごみを出さないようになってきたりとか、生活もそれほど派手でもなくなってくるので、ごみの量は確実に減ってくるのだと思うわけです。北海道の未来総合研究所というところが人口推計しているのですけれども、現在5市9町で14万4,000人、これが大体15年後には16.2%落ちるだろうと、この数字は2万4,000人減少するという話なのです。砂川市とどこか、どこにしましょうか。まずは、2万4,000人が15年後にはこの地域から、推計ですけれども、いなくなると考えたときに、果たして今現在の人口、あるいはそれよりも多く見積もっている90トン、1日90トンという大きな炉が巨大な、大変なお荷物になる可能性もあるのではないかと私は心配するわけです。それを今この広域連合を立ち上げるということは、そこも認めていくというような流れになるだろうと思うものですから、あえてちょっと細かいことまでお伺いしているわけなのですけれども、そんなようなことというのは今まで準備会等で各5市9町の首長さんの中でとか、事務方の中で話し合いというのはされてきているのかどうかということ、完全にこの数字がありきで動いているのかどうかという点なのですけれども、お伺いをしたいと思います。

それから、今回の規約の関係でちょっとお伺いしたいのが、参考資料を見ますと、一番気になるのは一体うちの可燃ごみの処理をするのに幾らかかるのよというのが一番のやっぱり関心だと思いますけれども、新広域連合の経費負担割合ということで、ここに建設費と維持管理費というのが書かれているのですが、私は普通でいくと、実績のごみ量というのがこの割り算の中に入ってこないとおかしいと思うのです。つまりこれは、今ここもついでにお伺いしますが、まず建設費は固定ごみ量割なのです。18年から20年度までの3カ年平均です。維持管理費は過去3年間の平均というふうになっておりますけれども、これはどこで固定されるのかということなのです、今お伺いしたいのは。つまり先ほどの一般質問の中にもありましたけれども、もしもこれから人口も減って、皆さんごみはなるべく出さないようにしましょうというのがまさにこれからの流れだと思うのです。ところが、ある一定の量で維持管理費や建設費を定められてしまっていると、ごみを何ぼ減らしていても処理料は……いやいや、こっちは、広域連合に払うお金は変わらなくなってしまうというすごく不都合な状況が起こると思うのです。そのところは、ごみの減量をしていけばしていくほど市民が払う処理料は確実に安くなっていくのかどうかと

ということなのですが、そういうことというのは話し合われているのかどうかです。そうではないと、皆さんこの維持、大きな炉を維持するためにごみをどんどん出してくださいというばかみたいな話をしていかなければならない危険性もあるのではないかと思うものですから、今のうちに確認をしたいと思っております。

それから、先ほど配っていただいた資料を今眺めてのお話なのですが、こちらのほうは向こう20年間の算定というふうに書いてあるのですけれども、私たちが一番確実に可燃ごみの処理のことを今までわかるのは平成21年の3月に配られている報告書なのです。この報告書の中にはすべて15年間という形になっているのですけれども、今回は20年というふうになっております。今回これ建設する場合に借金はしないで済むのかなのですけれども、通常でいけば一般廃棄物の処理事業債というのを交付金以外に借りるはずだろうと思うのですけれども、その一般廃棄物の処理事業債というのは通常15年返済だと思うのです。その15年という割り算は、先ほど言った報告書にも15年というのはそこが根拠だろうというふうに思うのですけれども、今回の出していただいた概算、これは決して砂川市だけが持っている概算ではないと思うのですけれども、これ市長もこれ見られているのですよね、この概算というのは。となれば、皆さんが同じ表を各自治体で持っていらっしゃるのだと思うのですけれども、何で20年間にしてしまったのかなと思うのです。当然20年にすれば、処理単価は安く表にはなってきます。だけれども、耐用年数の問題、あるいはさっきの借金をもしするのだとすれば、当然耐用年数は15年で起債の償還をしていこうとするわけですから、国が見るべく償還耐用年数というのは15年のはずで、やっぱり正確に15年で割り算をしなければならないのではないかと思うのです。ところが、20年でやっちゃってしまっていて、何とかそれで、これでまとめてしまおうというもし気持ちがあるのであれば、ちょっとそれはまずいのではないかなというふうにも私は思っています、その辺のところを一体どういうふうになっているのかということもお伺いをしたいと思っております。

もう一点、2回目の最後なのですが、52億円という根拠なのです。52億円というのは、これはきっと今後下がっていく可能性もあるだろうし、例えば競争入札でもっとも下がる場面だってあるだろうということは想像できるのですけれども、この52億円というのを最大の上限と見ていいのかどうかということです。何だかんだ話していくうちにもっとも建設費が上乘せされていくことはないのだろうなというある程度の基準で、これが52億というのが出ているののかもお伺いをしたいのです。実は、何でそんなこと言うかといいますと、私は歌志内のごみ建設、この処理施設の住民説明会に行ってきたのですが、傍聴で行かせてもらったのですけれども、今市民部長おっしゃったように今回の考えている炉は5、ダイオキシンの規制値が5ナノグラムだということで説明もされていましたが、歌志内で。ところが、ほとんどの住民の方々からは、5ナノグラムは国の基準値だろうと、おれらは迷惑施設をここにつくるのだから、このダイオキシン類のこの基

準値をもっと下げようという話が出ています。もっと具体的に言えば、エコバレーのときもたしか産業廃棄物のダイオキシン類の基準値は1ナノグラムだったと思うのですが、それを日立が0.01でしたかね、相当下げたから認めたと。具体的な数字を住民の皆さん方、歌志内の住民の皆さん方が言っているのは、5ナノグラムを1ナノグラムにするようにこれからどんどん要望を出してくれと、こういうふうに言っていました。それに対して市長が答えて、歌志内の市長ですけれども、そのように要望するように努めてまいりますというふうにお答えされてきました。僕がここで思うのは、さっき52が上限というふうに考えていいですかという話なのですが、これ5ナノグラムを1ナノグラムにするとしたら、何億円もの多分上乘せが必要なのだろうと思うのです。そういうことというのは、まさに広域連合をつくった後に話をしていくものなのかどうなのかということなのですが、でももしそんなのなら、とてもではないけれども、最大見積もってもこのぐらいで何とかなるといった概算の概算ぐらい持っていなければ、僕は市民に説明ができないのです。つまりやってしまった。広域連合をつくってしまった。しかも、砂川市いち早く手を挙げてしまった。ところが、これから先どんどん、どんどん建設費、維持管理費が高くなっていくけれども、入ってしまった以上はどうしようもないということであったり、あるいはごみを削減していてもこの一定の分だけは必ず払ってもらわなければいけないということにもしなるのであったら、やっぱりもう少し慎重に考えていかざるを得ないのかなというふうにも思うものですから、今何点かちょっとまとめて質問してしまいましたけれども、お答えいただければと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君（登壇） 何点かのご質問をいただきました。

最初に、90トンありき、52億ありきなのかというようなお話でございます。将来の人口推計、さらにはごみ量等々、今先ほどお配りした参考表を、これを見ても大体砂川であれば4,207、4,359から18、19、20、18年度が4,359、20年度で4,207というような状況で、この3組合、5市9町のごみ量を見ても、トータルでまいりますと2,407、いや、2万4,739でございますけれども、18年から20年までで大体1,100トン近く減っていると、こういう状況があります。そんな状況を含めて、今現在この2万4,739トン进行处理するというような状況で90トンというような積算をしているというふうな状況でございます。これは、今コンサルで実施設計をやっておりますから、その中で将来の人口推計、さらにはごみ量の推計をした中で、これ最終的に何トンが必要なのかという部分が出てまいりと思います。そういう状況の中で90トンなのか、例えば85トンなのか、80トンなのか、そういう部分でこの52億という部分がこれ数字として出てくると。52億の根拠というようなことでございますけれども、これについては3月にそれぞれコンサルに委託して出した数字、これが大体52億程度、これ溶融炉を持たない炉でもって52億程度というふうな状況でございますから、それを

一応参考にして出したというようなことでございます。

それから、将来的な人口の減ですとか、ごみ量の減少だとかという部分で5市9町の首長で話し合われているのかというようなお話もありました。こちら辺については、一応3組合の事務局長と、それから歌志内に設置を予定しているというような状況の中で、歌志内の担当職員が入って協議しているというような状況で、これは私も含めた形の中で3組合と歌志内で役員会、幹事会というのがあるのですけれども、その中での具体的な話はございません。事務局長、後で私の答弁しなかった部分ちょっと答弁していただきますけれども、細かい部分についてはある程度事務局長会議の中で詰めているというふうなお話でございます。

ちょっと余談になりますけれども、先ほどの職員体制についてもしかりでございます。私どもは、2月の1日に広域連合ができるというような状況になれば、その時点で職員が必要になるというような部分がございますから、結局砂川地区を含めて中、北空知の組合のどの、その職員をそれぞれ派遣をしていくというような状況になると思うのですけれども、実際にどういう役割の職員が砂川地区保健衛生組合、どういう役割の職員が中空知で、どういう役割が北空知、そして北海道から来るよ、そして結局歌志内の職員と、こういう部分あるものですから、そういう部分で早く詰めてくれというようなことを言っております、事務局長会議には。ただ、だけれども、なかなか今その段階では詰まっていないというような状況でございますから、そこらについてはもう少ししばらく余裕をいただきたいというふうに考えます。

それから、ごみの量、これちょっと誤解されているようでございますけれども、建設費については結局いずれにしても、結局今時点というか、建設する時点で処理をしなければならぬ結局量がこれ決まってくるから、それで結局建設費についてはごみ量を過去3年間部分で固定してしまうというふうな考え方で、それから維持管理費については今2万4,700トンで、2万4,730トン、2万約4,800トンを処理するとしたら、年間4億9,000万かかりますと、こういう一応考え方なので、この考え方で今私どもについては結局平成、この規約の中でちょっとお話し申し上げますけれども、前々年度以前3カ年という形でごみ量については設定しております。前々年度以前ということは、前年度部分については結局3月でないとも量が確定してこないというような状況がありますから、前々年度以前、結局3年間のごみ量の平均割でいただきますと、処理経費について案分していただきますと、こういうことなの。ですから、結局1年過ぎれば、1年スライドしていくという形になります。ですから、ごみ量が減ってくれば、処理経費も当然全体的に減ってくれば処理経費も減ってまいりますし、それが結局4億9,000万かかるものなのか、4億円で済むものなのか、そういう部分を含めて、ごみの量については1年1年結局年度が変わっていくことによってスライドしていくというような状況でございますから、減らせば減らすほど結局経費は少なくて済むと、こういう考え方でございますので、ここ

らについては理解をしていただきたいと思います。

それから最後に、国の基準値をもう少し下げろというお話でございます。これについては11月の27日だったでしょうか、3組合の組合長と歌志内の市長と、それからそれぞれの副市町長が集まって、結局協議をいたしました。その中で結局国の基準値よりも少し下げなければならない場合もあり得るよという、そういう実は説明がありました。その説明の中で、基準値を下げることによって幾らぐらいの経費がかかるのだというお話も実は出ました。2億から4億というような簡単に数字が出てまいりました。何ぼかちょっと正確な数字はわかりませんが、それでは結局私どものほうでちょっと質問したのですけれども、現実に国の基準値で結局やっている自治体というの結構あるのです。ちょっと申しわけございません。他の自治体、他の組合でほとんど結局国の基準値でやっている部分があるのです。国の基準値以下に下げているという部分では、北後志の廃棄物処理連合というのが、国の基準値が0.1ナノグラムで、そして実際の設計値が0.05ナノグラムで設計したと、こういう実は実態があるので、それ以外、札幌ですとか旭川、愛別、帯広、苫小牧、これは国の基準値と全く同じような設計値で結局設計されていると。私どもで質問したのは、実際に設計値と実際の測定値、これを結局測定値押さえているのですかと言ったら、押さえていますと言うから、それで測定値はどのようなのですかという質問をしたのです。そうすると、設計値の大体10分の1ぐらいで結局測定値についてはおさまっていると、こういう実はお話だったものですから、それであればそういう事情をしっかりと結局地域の方々に説明して、理解してもらってくださいという話を実は私どものほうでさせていただいたという経過があります。そんなような形でその場は推移しております。その日だったと思うのですけれども、歌志内の地域住民説明会、そういう今黒議員さんから何か要望を、上げるとかという話がちょっと初耳だったものですから、実際設計値、国の同じ設計値であれば、基準値はかなり結局低い実測値で出てくるというような状況でございますから、そこら辺についてはやたらに経費のかかることですから、余り結局国の基準値を下げた形の中で設計するというようなことのないような形で、私どもはこれから進めてまいらなければならないだろうというふうに実は考えております。

〔「ちょっと答弁漏れ。ここの表で20年というのは……」と呼ぶ者あり〕

そこら辺については、私も実際に参加していない。何で20年なのだという話も実は私どもの事務局長にしました。ただ、だけれども、現実の問題として結局15年が20年もつよという実は話なのです。それで、私どもとしては15年で積算しなければだめでないかという話も実はさせていただきました。独自に、これは数値が違うのですけれども、私どもで数値が違うということは、52億、26億7,000万でしたか、そこら辺の数値は違うのですけれども、大体15年で積算した数値も私ども資料としては実は持っているのです。だけれども、これは結局3組合、5市9町の中では20年で行くというような形

で決められたというような経過も実はございます。

それ以上のことがあれば、ちょっと市民部長のほうでまたご答弁申し上げますけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 今副市長のほうでご答弁申し上げましたとおり起債の償還、これについては15年での償還でございますけれども、考え方といたしまして、では施設見たときに15年でみんな終わっているかというならば、20年は施設として稼働できているという状況から、5市9町としては、まず施設については、起債の償還は15年でありますけれども、施設については20年という計算をしたという状況でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

質疑を続けます。

小黒弘議員の3回目の質疑を許します。

○小黒 弘議員 はい、わかりました。3回目の最後の質疑ですけれども、わかってはきているのですけれども、不安なことがいっぱいです。正直言って不安なこといっぱいなのですが、ほかに手はないのですよね、ここでいくしか。何で今さらこの大きな炉をつくってやっていかなければいけないのかと、せめて2市3町ぐらいの小さいものでもできないのかと私もいろいろ考えてもみましたが、砂川市だけで小さい炉でもあって、工業団地のくるくるの隣でもできないのかとも思って、ちょっといろいろ聞いてみたり、自分でも計算してみたりもしたのですけれども、やっぱり正直これよりははるかに高くなってしまふ計算もしたのです。結局はこしかなないのかなと思いつつなのですけれども、ただ先ほどからもそうなのですけれども、これお伺いしたいのは、これから話し合いをしていくとします。この広域連合ができ上がった、こちらからも議員を送り込んでいった、だけれども、余りにも不条理なことが起こったと、その中で。そうしたときは砂川は抜けるということが言えるのかどうかなのですけれども、この辺のところ本当に一回かかわってしまったら、どうしようもないものなのかというのもちょっとあるものですから、念のためにそこはちょっと規約上の問題として、今さら今つくろうとする規約で抜けるという話も大変失礼な話かもしれないですけれども、一度つくってしまったら、入ったら、やっぱりそれなりの責

任もあるでしょうから、そういうことがどうなのかということをやっぱりお伺いをしたいと思っているのです。

それで、最後の質問にしますけれども、来年度からたしかエコバレーが、今可燃ごみの処理はエコバレーで行っているのですけれども、エコバレーでの処理費の関係なのですから、たしか今よりも上がる処理費になると思うのですけれども、この辺のところちょっと今関係ないのですが、実は今回の今出されたトン当たり2万4,890円という、これは僕最低限市長にも副市長にもこれから上がるようなことには、今後の交渉の中でぜひともそこは抑えの、最大限の抑えというふうにさせていただきたいトン当たりの概算の処理料なのですから、そのエコバレーとの関係なのです。来年度からのエコバレーの処理費との関係をちょっとお聞かせいただきながら、私は今後いずれにしても今よりはごみの処理費が高くなっていくのだろうと、特に可燃ごみのごみ処理費が高くなっていくのだろうと、特にお伺いしているのです。これまでは、ほとんど住民に対する説明というものはずなかつたのです。今後上がっていくときに、ごみの袋代という問題もあると思うのです。一定の割合でごみの袋代というものを市民の皆さんから取っていることはあるわけですから、そういうことというもののタイミングです。今後その市民の周知というものは、どこかの時点でお考えになっているのかどうか、あるいはごみの袋代の値上げというようなこととの関係もどこか頭の中にあるのかどうかという点もあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 今3組合の組長と副市長と事務局長会議が全体会議の前に、前段に打ち合わせをいたしまして、議案づくりをするのです。手前みそかもしらぬけれども、ここで一番よく勉強しているのはうちの副市長だと思う。したがって、今回のこういったものの経過たどると、うちの副市長がある程度たたき台をつくって僕は今日あると思っています。自負しております。したがって、これからは当然この3組長あるいは副市長、そして事務局長会議ありますから、十分その中で今小黒議員さんおっしゃった意を体してやっぱりいかなければならないというふうには実は思っておりますので、とにかく1トン幾らになるわけでありますから、なるべくとにかくいかに安くするかということに、ものですから、そういうことで副市長には十分組長に上がる段階の中でよく精査してほしいということを今言っております。

それから、よく首長会議の雑談なのですから、もしも今後ごみの値上げをすれば、個々にばらばらの値上げということはないのではないだろうか。みんなをよく検討して、やはりそういうふうにしていかないと、結局処理する値段は同じなわけですから、したがってそういう意味ではこれからは砂川だけ急に上げるとか、そういうことでなくて、そういう面も含めて広域的に考えてやらなければならないのではないだろうか、今そんな話し合いを進めています。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） お伺いします。

私の場合は、全く確認の意味にもなるのかなというふうに思うのですが、規約の中身についてちょっと確認させていただきたい。1点だけです。というのは、この規約の第9条の中に広域連合の議員の任期があるのですが、これによると9条の1項ですが、この中に広域連合の議員の任期は、関係市町の議員、議会の議員としての任期によるというふうに、こうなっているわけで、この2項には広域連合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失うと、失職するということが述べられているのですが、実は13条の広域連合の執行機関の任期のところでは、広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期によるということと同じような、立場は違いますけれども、同じ文言になっているのだけれども、ここの2項という部分が欠落されている理由が何かあるのだと思うのです。というのは、長なり副長というのも議員と同じ扱いであれば、関係市町の長としての立場でなくなったときというのは同時にその職を失わないというような文言なのか、ちょっとその辺だけ確認しておきたいというふうに思うのです。何がしかの、たすぽつと抜けてしまうことというのは通常考えられないので、何がしかの違った事情があつてのことなのだと思うのだけれども、その辺をちょっと確認させていただくというのが私の質疑の意図であります。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私のほうからご答弁させていただきます。

今の関係でありますけれども、第13条で広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期によるということでございますけれども、この関係と9条の第2項で、なくなったときは、同時にその職を失うのだという関係でありますけれども、この整理につきましては第11条の中で、広域連合の執行機関の選任の方法ということで、広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙するというところでございます。これにつきましては第5項におきまして、広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならないということですから、第13条でその任期の間は長でありますけれども、欠けた場合、任期でなくなった場合についてはこの第12条により速やかにこれを選挙して、連合長を選出するという状況になってございます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 流れ的にはおおよそ、ほかのさまざまな一部事務組合等々のこともあったり、いろいろあるので、流れ的にはそうなのだろうというふうに思うのだけれども、あえてここにそういった文言がなかったの、なぜなのだろうかなというふうに思うのだけれども、私がいわゆるこの規約、出されているこれからうかがい知るの、おかしいのではないとか、そういうことは一切私は思っていないのだけれども、ただいま市民部長がおっしゃられた第12条の5項のところは広域連合の長が欠けたときと、この長のことし

か書いていないのです。ですから、私が思うのは、1回目でも言ったのだけれども、長あるいは副広域連合長ということで、恐らく長が欠けたときというのは13……13名でしたね。13名の副の長の方がおられるわけですから、その中で選挙するのだろうなというふうに私は理解できる、できているのだけれども、同時に例えばこういうことなのです。すごく小さなことなのだけれども、要は自動的に、何と申しますか、スライドしてくるのかどうなのか。多分そうなのだと思うのだけれども、その辺が議員の場合は議員でなくなったときは同時にその職を失するわけですから、定員として1人足りなくなるのです。足りなくなるわけだから、そういった場合に欠員が生じたとき速やかにということで選挙しなければならぬと、こう明文化されているのだけれども、この長あるいは副長の場合にはそういった文言がないので、その辺がちょっときちっと明文化されていない理由というのは何なのかなというふうにちょっと思ったものですから、ちょっと私1回目の質疑の仕方が悪かったかもしれません。そういったことです。もう一度確認させてください。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 広域連合長、そして副広域連合長でございますけれども、ただいま1回目に申し上げたとおりこれは5市9町、14の首長ですから、14の首長の中から選挙すると、そこで連合長を決めると、連合長が欠けたときには速やかにまた選挙するということですから、これについてはご理解いただければと思います。副広域連合長でありますけれども、第11条で広域連合に広域連合長1人、そして副広域連合長13人を置くということで、副広域連合長は13名。そして、第12条の第3項で、副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町の長をもって充てると規定しておりますので、仮に副広域連合長にそういった欠員と申しますか、そういうふうになってしまった場合については、当然その自治体で選挙が行われて、各首長、町長なり市長なりが選出されて、その方については副広域連合長ということでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 確認を含めて若干質疑をさせていただきますが、小黒議員の質疑でほぼわかったのですけれども、先ほどの答弁で、細かいことはこれから広域連合で決められるということになると、広域連合の役割が非常に大きいのだろうと思うので、私も広域連合という形は、今後期高齢者の北海道の広域連合があったり、またお隣の奈井江町を中心とした広域連合がつくられているようでありまして、広域連合と一部事務組合とうちの砂川の市議会との関係がこれどんなのかちょっと僕もよくわからないものですから、特にごみ問題というのは市民に直結する大事な問題であって、私たちも広く議論しなければならないことがあると思うのですけれども、先ほど市長の答弁では、例えばごみの処理の料金についても広域連合でみんな決めてしまったら、みんな同じように上げていくのだと言うのだけれども、それは自治体で考えられないものなのか、どうなのかです。施策として、首長がもしうちはごみの量、値段を安くすると、うちの自治体はと。だ

けれども、それはほかのまちが広域連合でだめだと言ったら、砂川でそういう施策もできないように縛られてしまうのか、どうなのかということが僕心配があるものですから、その辺のあたりひとつお伺いしたいのが第1点です。

それから2つ目に、小黑議員も言いましたように90トンが適切、適切かどうかということは、これは広域連合でよく議論していただくということですので、これが私どもも一番危惧しているところなのです。ですから、45トン2つがいいのかどうかということで、これが小さい規模になればなるほど建設費は安くなるだろうし、市民の負担も安くなるわけですから、その辺はぜひ我々も広域連合の議員も送る、議会から送るわけですが、ぜひ議論していただきたいと思いますので、私もちょっと90トンは大きいのではないかというふうに思いますし、そのあたりもう一度お伺いしたいというふうに思っております。

それから、規制の問題がありましたけれども、国の基準は、日本の国の基準は今あるのですけれども、だけれどもWHOではもっと日本は下げなさいと言われてるし、新政権は今作業チームの中でさらに下げると言っているのです。だから、国の基準値が今よりもかなり厳しくなるのではないかと予測されるのですけれども、先ほどの副市長の答弁の中で、それでいいかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 私のほうから何点か答弁させてもらいまして、後ほど副市長から答弁したいと思います。

今小黑議員さんにごみの袋の値段のことをしたのですけれども、別にあれが決定事項ではなくて、できれば広域連合でやっているという立場から、それがどこかのまちいくと高いと、100円も200円も違うなんていうことに住民が本当に合意いただけるかどうかと、できれば一緒にやっている関係からして、やったらどうかという話があるだけで、決定ではないので、ひとつご理解いただきたいと。

それから、一部事務組合、広域連合、そして基礎自治体と、こう三角関係あるのですけれども、今休憩中に私事務局長に申し上げて、私も議員だったときに、この広域なり一部事務組合できるときに基礎自治体はどうかかわりを持って、どういう論議できるのだということ言った経過あるから、どなたかからご質問あれば答弁しましょうということをちょっと言ったのですけれども、私はこの問題については例えば一部事務組合もありますし、消防組合もあるし、あるいは福祉複合施設との関係もいろいろあるわけですが、ぜひ議員の議員協議会になりますか、あるいは議運になるのでしょうか、そこで随分ご審議いただいて、こういうかかわり合い持ちなさいということはひとつ議会のほうでお決めになっていただいて、それに基づいて私どもは対処していきたいと。決して拒否するつもりありませんので、改めて議運を開いて、こういう問題はこのように発言させると、答弁させると、質問すると、こういうことをお決めになれば、私どもはそれに従って議会運営を

させていただきたいと思っています。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 今の市長の答弁の続きでございますけれども、実はごみ処理というのは地方自治体固有の事務でございます。そんな関係で、この規約の中での結局首長の参画という部分が一切なかったというような部分がございます。連合長1人で副連合長は3名というような当初の原案でございました。それで、私のほうから何らかの形で結局首長が参加できるような形にならないのかというようなお話も実は申し上げました。それで、例えば広域圏でやっている理事会とか、もしくはその理事会が無理であれば、ちょっと乱暴だけれども、広域連合長以外の首長をすべて結局副連合長にしたらいかがかというようなお話を申し上げて、最終的には全首長が執行機関の中に参画すると、こういう形になったということでございます。そんな形で、今市長が申し上げましたように各自自治体の議会でどういう取り扱いをするかという部分で対応ができると、こういう状況にもなります。そんなことをご理解いただきたいと思えますし、また規模の大小、炉の規模の大小で建設費も変わるという部分については、当然のことだというふうに我々も考えております。ただ、5トン、10トンの結局変化の中で幾ばく、どれだけの結局建設費が変わるのかという部分については、余り結局大きな金額で変わるというような状況にはないようでございます。ただしかし、必要以上の結局規模の施設をつくるということになれば、それだけ経費もかかりますから、それについては私ども十分に、結局25年の4月からのごみ処理量、これを基準に当然減っていくでしょうから、それを基準に結局考えて、恐らく1月、2月ぐらいに中間的な報告がコンサルからあると思えますから、そこら辺でしっかりチェックしてまいりたいなというふうにも考えます。

それから、基準値、要するにダイオキシン等々の基準値の関係でございますけれども、今現段階では今5ナノグラムというような状況になっております。ただ、これが建設時点、許可の時点で国の基準がいかように変わるのかという部分がありますけれども、建設時点での結局国の基準値で設計することによって実測値が大体5ナノグラムが例えば2ナノグラムになったと仮定すると、大体実測値が10分の1というような今までの実績が出ておりますから、国の基準値どおりやっていけば大体かなりダイオキシンについては抑制できるという一応考え方でおりますので、余り建設時基準値を国の基準より下げてしまうと、また余分にお金がかかるというような状況になりますから、そんなようなことで国の基準値と同等で対応してまいりたいという、これは私どもの思いであって、そこらについては今広域連合というか執行機関の中に反映、意見を反映してまいりたいと、こういうふうな考えでおります。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。私ども広域連合って初めてのことでして、そういうことは今市長は一部事務組合と、さらにその上にこの広域連合というのができるのだから、ど

うなるのかということで市長からお話ありまして、やっぱりごみ問題というのは地方自治体の重要な役割でもありますし、私ども先ほど沢田議員も言われましたように視察に行ってきたとしても、やっぱりその首長のあれでは、ごみの処理のは市民に負担は一切しないという市町村もあるのです。そういう施策をとれるところもあるのだけれども、しかしこれは広域連合でもし縛られてしまうと、そうするとやっぱり首長の責任で、それはそのときの首長のやっぱり政策とか姿勢でもって、そういうまちも実際に視察で見せていただいたところもあるものですから、だからそういう意味ではやっぱり広域連合の役割というのはどうなのかということでお伺いしたわけでありまして、その中身はわかりました。ぜひ市長が言われたように、これは議会側のことですけれども、私たちも情報公開をしていただいて、それでやっぱり皆さんで適正な市民のごみが、皆ごみが本当にできるだけ安い価格で処理できるように、安全に処理できるような方法というのは大事なことですし、何よりも先ほど議論ありましたようにやっぱりごみの減量化、リサイクル化、資源化ということはこれから市民全体の意識改革の中で進めていかなければならない大きな問題でもありますので、そういったことを含めて議論の場をつくっていただけるということでありますから、それはそれでまたお願いをしていきたいなというふうに思っております。

あと、お話ありましたようにこれは広域連合の中で議論されることでありまして、私どもの希望からいえば、今副市長言われたようにやっぱり適切な規模でやっていただきたいなど、90トンにこだわられることなくというのが希望でありますので、そのことだけ申し上げまして、終わります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号及び第5号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について

議案第3号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第2号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について、議案第3号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減についての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第2号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてご説明申し上げます。

提案の理由は、平成21年10月5日から上湧別町及び湧別町を廃し、その区域をもって湧別町が設置されることに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を増減しようとするため、議決を求めるものでございます。

内容についてでございますが、1といたしまして、組合を脱退する市町村は、上湧別町及び湧別町であります。

2といたしまして、組合に加入する市町村は、湧別町であります。

3といたしまして、脱退及び加入の日につきましては、北海道知事の許可のあった日とするものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各……

〔「市民部長さん」と呼ぶ者あり〕

部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 議案第3号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減についてご説明申し上げます。

提案の理由であります。平成21年10月5日から上湧別町及び湧別町を廃し、その区域をもって湧別町が設置されたことに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数を増減しようとするため、議決を求めるものでございます。

内容についてでございますが、1といたしまして、広域連合を脱退する市町村は、上湧

別町及び湧別町であります。

2といたしまして、広域連合に加入する市町村は、湧別町であります。

3といたしまして、脱退及び加入の日につきましては、北海道知事の許可のあった日からするものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号及び第3号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 北谷文夫君 日程第4、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） ただいま上程をいただきました諮問案第1号、人権擁護委員の推薦についての意見を求める案件でございますけれども、現委員でございます畠山

豊氏の任期が平成22年の3月31日をもって満了することになりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、次の者を推薦をいたしたいと存じます。

引き続き畠山豊氏をお願いをいたしたいと存じますので、よろしくをお願いをいたします。

なお、履歴につきましては、裏面に記載のとおりであります。

○議長 北谷文夫君 これより諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定しました。

◎日程第5 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第5、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第6 意見案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について

意見案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第6、意見案第1号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について、意見案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号及び第2号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 これにて日程のすべてを終了しました。

平成21年第4回砂川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年12月9日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員